

慶應義塾大学法科大学院



自ら考えることのできる法曹を 育成するために



〔塾長〕
清家 篤

1978年慶應義塾大学経済学部卒業。1983年同大学院商学研究科博士課程単位取得退学。1993年博士(商学)学位取得。慶應義塾大学商学部教授、同大学商学部長などを経て、2009年5月より慶應義塾長。

慶應義塾は、福澤諭吉が1858年に開いた蘭学塾をその起源とし、
今日まで、幾多の優秀な人材をさまざまな分野に送り出してきました。

福澤の生きた時代は、幕末から維新を経て近代社会が誕生するという大変革の時代でした。

そして、福澤がこの時代を生き抜くための指針としたのが「実学の精神」でした。

福澤のいう「実学」とは、学問的な方法論に基づく実証科学のことです。

そこでは、実験、統計、実態調査などによる検証可能性が重視されます。

福澤が生きた時代と同じく、大きな構造変化の渦中にある現代においても必要なのは、
この実学の精神に立脚して「自分の頭で考える」ことにほかなりません。

自分の頭で考えるとは、科学的・実証的な思考を実践することです。

それは、問題を発見して、その問題についての因果関係の仮説を構築し、

その仮説を科学的・実証的な手法で検証し、それによって問題を解決するという、
一連のプロセスを意味します。

現代の法律家も、法令・判例の知識や、そこからの推論の能力があるだけでは十分でなく、
科学的・実証的思考能力を身に付けることが求められていると思います。

慶應義塾大学法科大学院は、そうした学問的方法論を備えた、

21世紀の法曹界、学界、政府などに大きく貢献しうる法律家の養成を目標としています。

慶應義塾大学法科大学院では、法実務や法研究の第一線で活躍する教授陣をそろえ、
研究・実務の最先端の知見に裏付けられた法律学を皆さんに伝授します。

法律学のマインドとスキルの基本をしっかりと学ぶことのできる環境を整えるとともに、
専門性を深め、また幅を広げるための選択科目を数多く用意し、
自分の興味関心にしがたって履修できるように工夫しています。

慶應義塾大学法科大学院は、さまざまなバックグラウンドを持つ、
多くの優秀な学生がともに法律学を学び、知見を深める場所です。

ここには、一生つきあっていける素晴らしい友を得て、
人として大きく成長し、より器の大きな専門家となるための学びの場があります。

私たちは、このような本学の特色を理解し21世紀の法律家たらんことを志す
多くの皆さんにこの三田キャンパスで学んでいただけることを願っています。



CONTENTS

法務研究科(法科大学院)委員長メッセージ	02
カリキュラムの理念・概要	03
カリキュラム・必修科目	
VOICE 憲法 I	04
VOICE 行政法	
VOICE 民法総合 II	05
VOICE 要件事実論	07
VOICE 刑事実務基礎	
カリキュラム・選択科目	08
VOICE 環境法 I・II	09
VOICE 医事法 I	11
学生の日	13
ワークショップ・プログラム	14
企業法務ワークショップ・プログラム	15
VOICE 企業法務 WP	
金融法務ワークショップ・プログラム	16
VOICE 金融法務 WP	
渉外法務ワークショップ・プログラム	17
VOICE 渉外法務 WP	
知的財産法務ワークショップ・プログラム	18
VOICE 知的財産法務 WP	
多分野にわたるワークショップ・プログラム	19
VOICE 労働法 WP	
専任教員紹介	20
修了生紹介	24
実務家レポート「裁判官」「検察官」「弁護士」「行政官」	26
三田法曹会	28
教育サポート	29
国際交流／慶應義塾の沿革	30
施設・設備	31
2014年度入学者選考について／奨学制度	32

新しい時代を切り拓く法曹を目指して。
慶應義塾大学法科大学院は
21世紀における法化社会の先導者を養成します。



「ナポレオン民法典」
1807年 公式版(本塾所蔵)

2004年4月、「理論と実務の架橋」を理念に、法科大学院を中核とする新たな法曹養成システムが始動し、今年10年目を迎えます。この法科大学院の理念は、「実学」という慶應義塾の精神にまさしく合致したものです。その中にあって、塾法科大学院は、さらに「国際性、学際性、先端性」という3つのより高次の理念のもと、21世紀の法化社会に求められる幅広い人材の育成を目指してきました。すでに数多くの修了生が、司法試験に合格し、将来を嘱望される法曹として活動を開始しています。

プロフェッショナルとしての法曹

慶應義塾大学法科大学院は、第一に、専門職大学院の一つとして、「プロフェッショナル」としての法曹の育成をめざします。プロフェッショナルに求められるものは「厳しさ」と「倫理」です。法曹は、まずは、ベーシックな能力(基本的な法的知識と法的思考能力)をきちんと身につけ、「事実(紛争)」に真摯に向かい合わなければなりません。その上で「厳しさ」と「倫理」を通して、クライアントや法曹三者、ひいては国民の「信頼」を獲得することが必要です。これは法曹をめざす皆さんの生涯に亘る課題ですが、塾法科大学院では、法律基本科目・実務基礎科目群において、重層的に、徹底してプリンシプルを学びます。

エリートとしての法曹

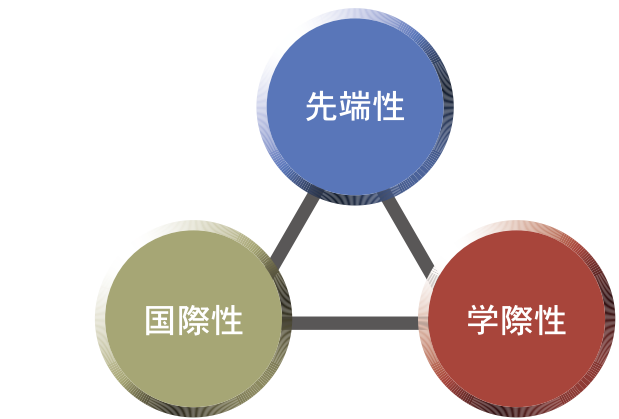
塾法科大学院は、さらに、21世紀の法曹界を先導する「エリート」の養成を目指しています。(言葉の真の意味における)「エリート」とは、自ら考え抜き、自らを高めつつ、社会に対して新たな価値を提示しようとする者です。多様化し、激変する21世紀の社会において、皆さんが法曹として紛争に直面するとき、予め答えが与えられている

ことなど皆無であるといつてよいでしょう。そこで求められる法曹の能力とは、①社会の絶えず変化するニーズを的確に掴み取る力、次いで、②それらの諸々のニーズを法の理念(正義や公平)に照らして整序した上で、法を適用し、さらには立法上、法解釈上、法政策上の具体的な提言に結びつける力です。揺らぐことのない基本をしっかりと身につけた上で、「社会」と「法」のダイナミズムを受け止める力量が問われます。塾法科大学院の100を超える選択科目(基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)群は、皆さんに偶有性の時代の処方箋を提供することでしょう。

フォーラムとしての法科大学院

「エリート」の養成は、「エリート」によって行われます。塾法科大学院の教員は皆、各界を代表する第一人者です。ただ、塾には、「半学半教」という良き伝統があり、塾法科大学院において、教員と学生との関係は、厳しいけれども、その距離がきわめて近いといわれています。それは、同じ志を持った先輩による後輩の指導が行われている証でしょう。すでに、塾法科大学院の創生期の優秀な修了生が、今度は教員として後輩である院生の指導を始めています。さらに、法科大学院で学ぶことの最大のメリットは、良きライバルでありかつ信頼し合える法曹としての仲間を得ることであるかも知れません。ここ数年来、「自主ゼミ」の新しい伝統が生まれつつあります。換言すれば、塾法科大学院は、(言葉の真の意味における)「エリート」が集う「場」(フォーラム)です。我々の目的は、「技」を学ぶことを通して、「人」を磨くことにあります。高い志をもった「エリート」たらんと欲する諸君の入学を希望しています。

「国際性」「学際性」「先端性」。
慶應義塾大学法科大学院における教育の中心には、
3つの理念がしっかりと息づいています。



多彩な選択科目群で「先端性」を鍛える。

選択科目の中核に置かれたワークショップ・プログラムでは、第一線で活躍する実務家教員の指導のもと、実務の体験的学習を含めて、各分野における法の機能の総合的な理解を深め、現実志向の学識とスキルを得ることができます。こうしたワークショップ・プログラムとしては、企業法務、金融法務、渉外法務、知的財産

法務の4分野をはじめ、多様な分野を展開しています。慶應義塾大学法科大学院は、修了者の多くが法曹としてこれらの分野において真に先導的な役割を果たすことを予定した教育課程を編成し、これらに関連する豊富な選択科目を配置するとともに、行政法、租税法、刑事法、医事法などの科目群についても、極めて先端的内容を含む充実した科目編成を誇っています。

新時代の法曹にふさわしい「国際性」を。

急速に進むグローバル化は、法的紛争および犯罪の国際化をもたらし、法曹の活動領域の国際化をもたらしました。そのため現代社会にあっては、渉外法務に携わる弁護士に限らず、あらゆる法律専門家に国際性が要求されます。これらの世界的情勢に鑑み、慶應義塾大学法科大学院は、国際的な視野の養成にも力を注ぎ、選択科目においては、アメリカ、ヨーロッパ、そしてアジア諸国等の法の基礎を学ぶ授業を充実させています。とくにアメリカ法に関しては、日本における実務経験ないし教育経験をもつ外国人専任教員を中心とする科目を設置しました。渉外実務にかかわる体験的学習をふまえ、国際的な視野に基づいて国境を超えた法律問題を解決することのできる能力を養成します。

法律知識の深化をベースに、少人数で行われる演習科目を展開。
多彩な選択科目により実践的な能力を高めます。

【カリキュラム概要】

必修科目	法律基本科目	■標準型1年次(法学未修者)
	法律基本科目 法律実務基礎科目	■標準型2・3年次(法学未修者) ■短縮型2・3年次(法学既修者)
選択科目	基礎法学・隣接科目	■標準型1・2・3年次(法学未修者) ■短縮型1・2・3年次(法学既修者)
	展開・先端科目	
	ベーシック・プログラム ワークショップ・プログラム	
	法律実務基礎科目(選択)	

標準型1年次	標準型2年次	標準型3年次
法学未修者が履修する標準型1年次のカリキュラムにおいては、法律基本科目につき集中的な基礎教育を行います。40人程度にクラス分けし、講義形式を基本としつつも、双方向的手法を用いながら、能動的・創造的能力としての法的思考力を鍛錬します。2011年度からは、1年次のカリキュラムの単位数を5単位増加させて、基礎知識の学習に十分な時間を確保し、また演習問題を考えながら、法的思考能力を身に付けられるようにしています。	標準型2年次では、「総合」科目を中心とする法律基本科目によって基礎的学識を深化させ、応用的な法的思考力を磨きます。「総合」科目は、40人程度にクラス分けし、演習形式で行います。また、法律実務基礎科目の履修も始まり、実務教育への導入をはかります。さらに、ワークショップ・プログラムをはじめとする多彩かつ豊富な選択科目によって、国際性、学際性、先端性を備えた法律家としての学識を涵養します。選択科目では、必修科目以上に、少人数かつインテンシブな授業が行われます。	標準型3年次では、法科大学院教育の総仕上げとして、公法、民事法、刑事法を構成する各法分野を統合した「総合」科目を履修します。分析(analysis)と総合(synthesis)の繰り返しによって、それぞれの法分野についての学識と法的思考力を陶冶します。また、法律実務基礎科目においては、訴訟手続きの流れに沿った実務演習を行い(模擬裁判を含む)、それぞれの立場の法律家が担っている役割を体験的に学習するとともに、実務家としての基礎的素養を身につけます。さらに、2年次に引き続き、多彩かつ豊富な選択科目を履修することによって、各人の専門性により一層の磨きをかけます。

「学際性」という視座を育む。

めまぐるしく変化する現代社会においては、日々新たな法的諸問題が生じ、時代の変化に対応した視点からの解決が求められます。そこでは、既成の発想にとらわれることなく創造的な解決策を示し得る柔軟な法的思考力と、歴史的視点をふまえた「学際的」なプロセスが重要です。慶應義塾大学は10学部14研究科を擁する総合大学。150年もの長きにわたって、日本のリベラルアーツ教育を先導してきた歴史と伝統が、バランスのとれた歴史感覚の養成と、隣接学問の幅広い吸収、そして新たな国際交流の機会を提供します。

- 文学部
●経済学部
●法学部
●商学部
●医学部
●理工学部
●総合政策学部
●環境情報学部
●看護医療学部
●薬学部
- 法務研究科[法科大学院]
●文学研究科
●経済学研究科
●法学研究科
●社会学研究科
●商学研究科
●医学研究科
●理工学研究科
●経営管理研究科
●政策・メディア研究科
●健康マネジメント研究科
●薬学研究科
●システムデザイン・マネジメント研究科
●メディアデザイン研究科

ジェネラリストとして一流でなければ、
真のスペシャリストにはなれない。

司法試験をクリアし、その後の法曹としての歩みを支える基盤となる知識を身につけるために、慶應義塾大学法科大学院は、法律の基本的な知識を養う必修科目を非常に重要なものとして捉えています。実践的な知識や技能、先端的な専門性もまた、未来の法曹に欠かせない資質ですが、それらは堅牢な基礎力の上にあってはじめて実りあるものとなります。言い換えれば、真のスペシャリストは、その前に必ず優れたジェネラリストであるということです。このジェネラリストとしての資質を養うのが、「法律基本科目」と「法律実務基礎科目」から編成される必修科目群です。

【必修科目カリキュラム一覧】

科目群			単位数	うち既修者 認定単位	科目名	1年		2年		3年	
						春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
必修科目	法律基本科目	公法系	13	(5)	憲法、行政法、憲法総合、 公法総合	憲法Ⅰ(3)	憲法Ⅱ(2)	憲法総合(2)	行政法(2)	行政法Ⅱ(2)	公法総合Ⅰ(1) 公法総合Ⅱ(1)
		民事系	36	(22)	民法、商法、民事手続法、 民法総合、商法総合、 民事手続法総合、民事法総合、 基礎演習(民法)、 基礎演習(民事手続法)	民法Ⅰ(2) 民法Ⅳ(1) 民法Ⅱ(2) 民法Ⅵ(2) 民法Ⅲ(2) 商法Ⅰ(1) 基礎演習(民法)(1)	民法Ⅴ(2) 商法Ⅱ(2) 商法Ⅲ(2) 民事手続法Ⅰ(2) 民事手続法Ⅱ(2) 基礎演習(民事手続法)(1)	民法総合Ⅰ(2) 民事手続法総合(2)	民法総合Ⅱ(2) 商法総合Ⅰ(2)	商法総合Ⅱ(2) 民事法総合Ⅰ(2)	民事法総合Ⅱ(2)
		刑事系	15	(8)	刑法、刑事訴訟法、刑法総合、 刑事訴訟法総合、刑事法総合	刑法Ⅰ(2)	刑法Ⅱ(3) 刑事訴訟法(3)	刑法総合(2)	刑事訴訟法総合(2)	刑事法総合Ⅰ(2)	刑事法総合Ⅱ(1)
	法律実務基礎科目		10		法曹倫理、民事実務基礎、 刑事実務基礎、要件事実論			要件事実論(2)		法曹倫理(2) 刑事実務基礎(3)	民事実務基礎(3)
	小計		74	(35)		16	19	10	8	13	8

疑問点を解消し、
確実な基礎力を身につける。

司法試験において重要視されると考えられ、法曹としても必須の法律知識を養う法律基本科目。この基本科目について、正確な知識と理解を得ることは極めて重要です。そこで、慶應義塾大学法科大学院では、法律基本科目についても、質問に応じる十分な体制を整えています。各自が疑問点を解消し、確実な基礎力を身につけることができるよう配慮されているのです。また、進級に際して厳しい進級要件を設定し、たんなる司法試験の合格レベルをはるかに超えた、高度な法律的素養の育成を目指しています。

法律的な基礎力と応用力を磨くために、
独自のオリジナル教材を開発。

法律基本科目では、法曹としての理論的思考と実務的感性をバランスよく培うために、授業担当教員の綿密な打ち合わせのうえで授業を行います。どの科目も各担当教員が熱意をもって教材開発に取り組んでいますが、他分野の専門家、実務家も交えて検討を重ねたオリジナルな教材を用意する科目も多数あります。慶應義塾大学法科大学院の教材は、ジェネラリストの礎である必修科目の高度な素養の構築を目指すとともに、他分野や実務科目への発展性も強く意識したものとなっています。

VOICE

憲法Ⅰ



「理論による憲法」と「実践的な憲法」の
架け橋となる授業です。

憲法Ⅰは、憲法の行間や判例の読み取りを行うことを通じて基礎を固めつつ、日常の何気ない事柄から憲法的な思考で問題を発見し、その捉えた問題の解決はどうすれば良いかという訓練を行います。こうして、理論だけではなく具体的事案に対応する、教科書だけでは習得が難しい実践的な力を養うことができる授業です。

また、授業の時間は限りがあるので予習・

入野田 智也

いりのだ ともなり

2012年 早稲田大学
政治経済学部卒業
法学未修者コース

VOICE

行政法



縦・横のつながりを大切にしつつ
勉強できる環境があります。

行政法では、行政関連の法律を束ねる共通の原理原則、特に行政と市民の関係についてのそれを学びます。

最初は抽象的にも思える概念が紹介されますが、毎回の授業で多くの判例を検討することで具体的なイメージがわき、とても身近なところで作用している法律群であることが実感できます。また、判例を参考に条文の趣旨や仕組みを理解することで、時事的なトピックも行政法

鈴木 麗

すずき れい

2011年 慶應義塾大学
法学部法律学科卒業
法学未修者コース

法律基本科目（公法系・民事系・刑事系）

学生の自主的な学習を前提に、実務との架橋を強く意識した双方向および多方向のインテンシブな少人数教育を実施。これにより能動的・創造的能力としての法的思考力を鍛練します。まず、法学未修者が履修する標準型1年次のカリキュラムにおいては、学生が入学前に教養科目に関する幅広い

学習を行ってきたことを前提に、公法系・民事系・刑事系につき集中的な基礎教育が行われます。さらに、法学既修者も加わって履修する標準型2年次のカリキュラムからは、基礎的学識をさらに深化させ、応用的な法的思考力を身につけるための少人数の演習科目を展開していきます。

科目群	2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
公法系	憲法Ⅰ	山本龍彦 山元一	憲法の基本的人権に関する判例・学説についての基礎的知識とその思考方法を修得する。特に判例の理解に重点を置き、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授に努める。
	憲法Ⅱ	大沢秀介* 山本龍彦	憲法の統治機構に関する判例・学説についての基礎的知識とその思考方法を修得する。国家機構や統治制度の背景にある思想の理解に努めるとともに、実務法曹教育の観点から、関連する判例は積極的に授業に取り入れていく。
	憲法総合	大石和彦* 駒村圭吾 小山剛* 山本龍彦 山元一	憲法の基礎的知識を修得していることを前提に、具体的な問題を解決するために憲法法理を応用する力、および、抽象的な理論を組み立てたり、組み直したりすることによって、より理論的・歴史的に整合した学説を構築する力を養成する。判例や仮想的設問を素材に事例演習を行うと同時に、理論演習的な要素も取り入れながら授業を進めていく。
	行政法	磯部哲 下井康史* 橋本博之	「憲法」「民法」「民事手続法」の基礎科目の修得を前提に、行政法総論について、理論的背景、理論の有効性、妥当性について修得し、事例問題及び判例の検討を通じて、法制度の理解および具体的な問題解決能力を養成する。
	行政法Ⅱ	磯部哲 徳本広孝* 橋本博之	「行政法」修得を前提に、「行政救済法」の主要な論点を学習する。民事救済との異同という問題意識を持ちつつ、行政救済法の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題への問題発見・解決能力を養成し、行政法全般の実力を養成する。
	公法総合Ⅰ	駒村圭吾 小山剛* 山本龍彦 山元一	憲法総合を履修していることを前提に、重要な憲法判例ないし事例形式の設問を題材に、総合的な分析力をつけさせることを目的とする。また、憲法総合では十分に扱われなかった論点も補っていきたい。
	公法総合Ⅱ	磯部哲 薄井一成* 橋本博之	行政法の総合的学習を行う。隔週の授業で事例問題を主に扱いつつ、行政法総論及び行政救済法についての理解を深める。最終的には、行政法各論の分野で頻出するテーマを含めて行政法全体についての必要かつ十分な知識と理解の獲得を目指す。
	民法Ⅰ	松尾弘	民法総論(民法の一般論)および民法総則(民法典第1編・総則)について扱う。民法とは何か、民法上の権利にはどのようなものがあるか、民法を適用して事件を解決するとはどういうことかについて、民法総則の規定を中心に考える。
	民法Ⅱ	武川幸嗣*	物権法(担保物権を除く)の基礎および重要問題に加えて、物権の移転と対比して債権・債務の移転、益物権と対比して賃借権。さらには、物権法と通じる財貨帰属秩序の維持回復という観点から不当利得についても検討する。
	民法Ⅲ	平野裕之	債権総論(債務不履行、連帯債務、保証、相殺を除く)および契約法(賃貸借を除く)の基礎的な理解をすると同時に、応用的思考力を養うことを目指す。
民事系	民法Ⅳ	北居功	民事責任法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。不法行為法および債務不履行に基づく損害賠償の意義と機能の説明からはじまり、一般不法行為および債務不履行の要件効果、特殊不法行為の検討へと進む。
	民法Ⅴ	片山直也 田高寛貴*	担保に関する基本知識および思考方法の修得を目的とする。債権の一般的性質や執行制度を概観しつつ担保制度の意義を確認したうえで、抵当権を中心とする物的担保の諸制度や債権を目的とする担保、人的担保を順次解説する。なお、責任財産保全制度や相殺、債権譲渡など、担保的機能を果たす債権総論上の諸制度も取り扱う。
	民法Ⅵ	西希代子	カップル、親子関係、扶養等を内容とする親族法、および相続財産、相続人、遺産分割、遺言制度等を内容とする相続法に関する基礎知識を修得する。戸籍制度や家族紛争解決手続きについてもあわせて学ぶ。
	民法総合Ⅰ	池田真朗 片山直也 北居功 中吉徹郎* 平野裕之 松尾弘	民法総合Ⅱと相まって、民法全体にわたる重要な問題につき判例等を素材にして理解を深め、応用力を習得する。加えて事実認定の方法や事実関係の整理の仕方も習得する。
民事系	民法総合Ⅱ	片山直也 北居功 田高寛貴* 平野裕之 松尾弘 武川幸嗣* 秋山知文* 浅井隆 栗林信介* 島田真琴 中村晶子 野辺博	研究者教員と実務家教員の二人担当体制で行う。内容は「民法総合Ⅰ」の延長線上にあるが、どちらかといえば、実践的な紛争解決能力を養うことを主眼とし、取引実務、裁判の流れを視野にいれながら授業を進める。

* 印は非常勤講師です。 * 印は慶應義塾大学の専任教員です。 シラバス(講義要綱)の詳細は<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

VOICE

民法総合Ⅱ



理論的思考と実務的感覚のバランスとは
まさにこれかとわかるような授業です。

民法総合Ⅱの授業は、課題である設問について質疑応答をする形で進みます。設問は、ある分野について基礎から応用まで問われる事例問題。設問を解くにあたり、限られた時間の中で多くの判例・裁判例を予習する必要があり苦労しますが、それを通じて素早く事案と争点を把握する力が鍛えられました。特徴的なのは、学者および実務家の先生による共同体制という点です。学者の先生との質疑応答により、

高橋 康允

たかはし こうすけ

2008年 大阪大学
外国語学部卒業
法学既修者コース

穴となっていた知識・理論について自覚し、それを埋めることができます。また、最先端の議論にも触れることができます。実務家の先生は、長い事案の中で端的にどれが重要で、それを基にいかにかわかりやすく簡潔に立論するかを説明してくださいます。それにより、実務的な事案分析力と表現力を身に付けることができました。理論的思考と実務的感覚のバランスとはまさにこれかとわかるような授業です。法曹を目指す方々の役に必ず立つと思います。

科目群	2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
民事系	商法Ⅰ	山手正史	「商法Ⅰ」および「商法Ⅱ」を通じて会社法の基礎知識を習得することを目的とする。会社法総論、設立、株式を対象とする。
	商法Ⅱ	山手正史	「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」を通じて会社法の基礎知識を習得することを目的とする。株主総会、取締役・取締役会、監査、役員の義務と責任、資金調達、計算、組織再編等を対象とする。
	商法Ⅲ	高田晴仁	商法総則・商行為法および手形・小切手法に関する基本的な事柄を講義する。
	商法総合Ⅰ	岡伸浩 岡野谷知広 澤田和也 菅原貴与志 高田晴仁 福井琢	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形等の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
	商法総合Ⅱ	岡伸浩 岡野谷知広 澤田和也 菅原貴与志 高田晴仁 戸井川岩夫*	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形等の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
	民事手続法Ⅰ	春日偉知郎 芳賀雅顯	民事訴訟法の基本原理を理解し、民事訴訟法の重要問題について判例・通説の内容とそれぞれの限界を理解する。さらに民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような素地を習得する。
	民事手続法Ⅱ	中島弘雅 三上威彦	民事訴訟法（判決手続）が規定する訴訟の終了、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴・再審についての基本的な知識の修得を目的とする（民事手続法Ⅰとあわせて民事訴訟法全般を修得する）。授業に際しては、今日的な問題に対応できるように、適宜、現代型訴訟や、人事訴訟、国際民事訴訟などにも配慮する予定である。
	民事手続法総合	春日偉知郎 中島弘雅 芳賀雅顯 三上威彦 三木浩一	「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」を履修した者を対象として、民事訴訟法のうちの判決手続について、訴訟の流れに則した発展的な理解と論点相互間の有機的な関連の習得を目的とし、判決手続に関する諸概念や主要な論点を、現実の訴訟を想定した具体的な事案に則して理解し、かつ展開する能力を習得する。
	民事法総合Ⅰ	篠原勝美 春日通良 島田真琴 中村晶子 野辺博 福井琢 阿部能章* 鶴飼一頼* 松居英二* 春日秀文* 鈴木一夫* 鈴木謙吾*	民法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ。一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐える能力を身につけることを目標とする。 民事法総合Ⅰでは、主として民法と民事訴訟法にまたがるケースを取り上げるが、民法あるいは民事訴訟法に関するケースのみを扱う回がある場合もありうる。
	民事法総合Ⅱ	春日通良 中村晶子 岡野谷知広 福井琢 岡伸浩 平石孝行* 菊地健治* 本村健* 増本善文* 忍田卓也* 中村現代実* 奥国範*	民法、商法、会社法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ。 民事法総合Ⅱは、主として商法・会社法と民事訴訟法あるいは民法と商法・会社法もしくはそのすべてにまたがるケースを取り上げるが、それらのいずれかの法律にのみ関するケースを取り上げることもありうる。

基礎演習（民法）	片山直也 北居功	民法（担保法を除く財産法分野）における主要な制度ないし問題点に関する基本事例の演習を通して、1年次春学期配当の講義科目に関する理解を深めるとともに、2年次配当の演習科目（民法総合Ⅰ・Ⅱ）に備えて問題思考の訓練を行う。担当者が予め作成・配布した演習事例につき、各自が毎回予習して臨むことを前提として、双方向的に検討を進める予定である。
基礎演習（民事手続法）	工藤敏隆* 芳賀雅顯	1年次配当の「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」によって習得した民事訴訟法に関する基本知識を、具体的な事案を通じて確実なものとしてもらう。

刑事系	刑法Ⅰ	小池信太郎	刑法総論の基礎知識及びそれを活かして事例を適切に解決できる能力の修得を目指す。
	刑法Ⅱ	伊東研祐 小池信太郎	慣例的には「刑法各論」と呼ばれる領域、即ち、刑法典第2編「罪」及び若干の特別法に規定される個別犯罪の罪質・要件等について、刑事法における議論を理解し自ら参加するための基本的な知識を修得すると共に、体系整合的な刑事法解釈論を展開する為の法的視座の初期状態ないし初期値を獲得することを目的とする。
	刑法総合	伊東研祐 鈴木左斗志 和田俊憲	刑法総論と刑法各論の重要な問題点を取り上げ、問答形式を含む授業を通じて、基礎的学識の深化をはかり、かつ、応用の利く柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、実務法曹として必要な問題解決能力を獲得する。さらに刑事政策的観点を加えて、伝統的な問題解決にとらわれない思考を展開できるような力を身に付け得るような授業とする。
	刑事訴訟法	笹倉宏紀	刑事手続を形作る制度とその運用の実態、及び刑事手続上生起する様々な解釈問題のうちの基本的なものについて講ずる。刑事手続を動かす仕組みの概要を把握し、刑事訴訟法の基礎にあたる思考様式を理解した上で、手続上生起する様々な問題点について解決を導く際の基礎となる法的思考能力を身につけることが到達目標である。
	刑事訴訟法総合	栗田知穂 島田仁郎* 豊田健* 原田國男 堀籠幸男* 安富潔	刑事手続についての基本的理解を前提として、その理論面における「深化と応用」を図るものである。現実の社会において生起する様々な事例について、刑事手続法上の問題点を発見し、その解決を図る能力を身につけることを目的とする。
	刑事法総合Ⅰ	栗田知穂 島田仁郎* 初澤由紀子 原田國男 堀籠幸男* 安富潔	多論点型の事例問題を検討することで、問題発見能力、事例分析能力、法的思考力を高めることを目的とする。

刑事法総合Ⅱ	栗田知穂 初澤由紀子 原田國男	多論点型の長文事例問題を検討することで、問題発見能力、事例分析能力、法的思考力を高める。
--------	-----------------	--

*印は非常勤講師です。 *印は慶應義塾大学の専任教員です。 シラバス（講義要綱）の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

法律実務基礎科目

標準型2年次から履修する法律実務基礎科目においては、従来の司法修習（前期）が担っていた教育内容のうち、要件事実論の基本的な枠組みの把握や、事実認定論の基礎の修習をその目的としています。さらに、標準型3年次においては民事および刑事訴訟の手続きに沿った実務演習（模擬裁判等を含む）を行い、それぞれの立場の法律家がどのような役割を担って活動しているかを具体的に理解するとともに、実務家としての基礎的な技術を習得していきます。

2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
要件事実論	春日通良 篠原勝美 田中豊	民事紛争の法的解決のために重要な事実（要件事実）の意義と機能とを具体的に理解させる。売買契約に基づく代金支払請求・目的物引渡請求、貸金返還請求、保証債務履行請求、所有権に基づく明渡請求、所有権移転登記手続請求、賃貸借契約の終了に基づく明渡請求、不法行為に基づく損害賠償請求などの基本的な事例につき、主張・立証（請求原因、抗弁、再抗弁等）の構造を理解させる。あわせて、事実認定上の基礎的問題を理解させる。
民事実務基礎	浅岡千香子* 阿部能章* 飯田耕一郎* 市川穰* 春日秀文* 春日通良 河合秀樹* 篠原勝美 島田真琴 鈴木みき* 中吉徹郎* 御子柴一彦*	主として具体的事例に基づく題材を扱い、民事訴訟における法律実務の基礎的な知識を修得するとともに、法律知識を活用して紛争解決及び紛争予防を図る法曹の活動を疑似体験することで、法的分析方法、法的思考方法及び法的発想方法を修得するための一助とし、理論と実務の架橋の基礎固めを目指す。授業後半では模擬裁判を体験し、一審手続の流れを実践的に理解する。
刑事実務基礎	栗田知穂 菅弘一 高畑満* 豊田健* 初澤由紀子 原田國男 本郷亮 丸山哲巳* 山田徹* 渡辺潤*	刑事実務について基礎的な知識を付与し、模擬裁判を疑似体験することと相まって、刑事手続きの理論的、実践的の両面からの理解を目指す。
法曹倫理	秋山知文* 岡伸浩 小川佳子* 中村晶子 野々山哲郎* 野辺博	法曹倫理は、法曹の職務のルールであり職務を行うにあたっての行為規範である。また、法曹のあるべき姿を追うことでもある。法曹倫理は、あらゆる実務法律科目に横断的に適用される通則である。この授業は、法曹倫理、特に弁護士倫理の主要課題につき適切な判断能力を身につけることを到達目標とする。

*印は非常勤講師です。 シラバス（講義要綱）の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE

要件事実論



当事者の視点に立ち、法的分析能力・紛争の解決能力を磨くことができます。

民事紛争の基本的な事例から法の主張・立証構造を学ぶ科目です。法曹となり紛争を解決していくためには、当事者の視点に立つことが不可欠。しかしロースクール入学以前は、どうしても体系書を読み、上からの目線に立って問題解決を図ることに収束しがちでした。しかし、要件事実論では、請求原因・抗弁・再抗弁を通じて訴訟の動きを把握し、原告・被告にとりいかなる事実が重要かを学ぶことができ

石川 舞子

いしかわ まいこ

2010年 慶應義塾大学 法学部法律学科卒業 法学既修者コース

VOICE

刑事実務基礎



「法曹実務家としての法的知識の活かし方」について理解を深めることができる授業です。

慶應ロースクールの刑事系科目はどれも質が高いことに定評があり、その一端を担うのが「刑事実務基礎」だと思います。司法試験というと机上の学習にとらわれがちですが、この授業では「法曹実務家としての法的知識の活かし方」について理解を深めることができます。授業では、裁判官・検察官・弁護士それぞれの立場から刑事手続を学習した上で、一つの刑事事件について模擬裁判

宗像 洸

むなかた こう

2010年 慶應義塾大学 法学部法律学科卒業 法学未修者コース

を実施します。経験豊富な実務家の先生方による講義は臨場感に溢れ、授業が進むにつれて刑事手続が立体化していくのを実感できます。模擬裁判では弁護士役として、検察官の主尋問に対する異議を担当しました。準備過程では先生方や友人達と議論を重ね、本番では法廷に立つ緊張感と責任感を肌で感じる事ができました。このように充実した環境で学習に励めることや、勉強熱心に心にゆとりのある学生が多く、また先生方との距離が近いことは、慶應の大きな魅力だと思います。

法曹としての可能性を広げるために。
専門性を高める
多彩な選択科目が用意されています。

【 選択科目カリキュラム一覧 】

科目群			単位数	1年		2年		3年	
				春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
選択科目	基礎法学・隣接科目		4以上	修了までに29単位（基礎法学・隣接科目4単位以上を含む。たとえば、隣接科目のみから4単位以上修得し、基礎法学からは0単位という修得の仕方や、その逆も可能。）以上を修得すること。					
	展開・先端科目	ベーシック・プログラム（BP）							
		ワークショップ・プログラム（WP）							
	法律実務基礎科目（選択）								
	合計		29以上	29単位以上					

基礎法学・隣接科目

基礎法学科目ではたんなる法的知識だけでなく、法の理念、法の歴史、法と人間、そして法と社会のかかわりなどを学びます。また、隣接科目においては政治学や行政学、経済学など法と隣接する学問を幅広く修得。人間と社会に対する洞察力に裏付けられた学識・能力を深めることを可能にします。

科目群	2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
基礎法学	法哲学	井上達夫*	現代法哲学の主要問題に関する基礎知識と思考能力を習得することにより、法という人間の社会的実践につき、その特質の総合的・巨視的な把握、その指導理念と存在理由の内在的理解、そしてその限界の自覚と発展的変容のための批判的な視座を養う。
	法史学（西洋法史）	屋敷二郎*	未来の法の担い手に欠かせない教養として、ヨーロッパ法の歴史的展開をたどることを目的とし、ヨーロッパ法の歴史において法学者・法実務家が担ってきた役割を学ぶことによって、法曹をめざす受講生に、法律家の果たすべき使命を自覚してもらう。
	法史学（近代日本法史）	岩谷十郎*	現代日本の法システムの基礎が、日本の近代期に西洋からの法継受によって形成されたことを前提に、法制度・法典・学説・判例・法律家といった法を作動させる主要な構成要素が、相互にどのような関連を保ちつつわが国に現れたのかについて検証する。
	法社会学	佐藤岩夫*	法の社会のなかでの働きを学際的・実証的に分析する。これによって、これからの法曹に必要不可欠である法を社会の広がりの中でとらえる視点と法に関する事実の社会科学的な認識技法の修得を目指す。
	司法制度論	青木孝之* 春日通良 三上威彦 安富潔 共同担当	司法制度改革によりわが国の司法制度は大きく変化した。21世紀の日本社会において求められている司法制度の役割、司法制度の歴史と問題点、司法制度を支える法曹の在り方と法曹養成の課題、司法に関する国民的基盤の確立のための条件整備の課題などについて幅広く検討する。
	法と経済学	村松幹二*	法と経済学は、経済学の理論ツールを用いて法制度や法現象を分析する学際的分野である。本講義では、ミクロ経済学に加えてゲーム理論も援用しつつ、刑罰、損害賠償を分析したうえで、総合的に法制度設計について論じた後、労働法や会社法、独占禁止法などの企業関係法の分析を行う。
	立法政策学	川崎政司*	立法政策及びその形成のあり方に重点を置きつつ立法について総合的な考察を行うとともに、具体的な立法課題を取り上げ、その法的な対応のあり方などについて、法解釈学を中心とする法律科目で得られた知識・思考方法を活かし発展させながら、法制度設計まで射程に入れた法創造的・実践的アプローチによる検討を行う。
	法交渉学	飯田高*	交渉シミュレーションの作成と実演を通じ、(1)交渉・和解・調停・仲裁などの実践的技法と分析的洞察を修得することと、(2)法制度、特に裁判外紛争解決制度（ADR: Alternative Dispute Resolution）の諸手続およびその役割を理解することを目的とする。
	政治学	河野武司*	国家の仕組みや作動に関しては、憲法や行政法といった法律・制度の知識のみならず、政策形成が政治過程という政策市場における相互作用の結果という観点から理解することも必要である。本講義では、そのために必要となる知識や情報を学生諸君に提供し、現実の政治のあり方を正しく理解する目を養いたいと考えている。
	行政学	大山耕輔*	伝統的な国家や行政そのものの視点よりも、納税者や市民の視点から見た政府のあり方を重視する。いわば「ガバメント（政府）の行政学」ではなく「ガバナンス（政府を監視する市民社会）の行政学」である。公共的問題を扱う行政の役割や責任について、ガバナンスの視点から理解できるようにすることを目標とする。
隣接	経済学	寺井公子*	ミクロ経済学とマクロ経済学の基礎を習得し、日本経済の現状、経済政策の効果について理解することを目的とする。初めに消費者の効用最大化、企業の利潤最大化の結果、市場価格がどのように決定されるかを学ぶ。続いてマクロ経済全体の動きについて、経済指標、市場間の関連性、政府の役割に注目しながら学習する。
	経済学	小澤太郎*	経済学の基礎を成すミクロ経済学とマクロ経済学の基本を確実に理解した上で、現実の経済を見る際に、どういった点に注目し、理論的な道具を如何に用いれば良いかについて、理解することを目的とする。
	金融論	池尾和人*	金融論の基礎的知識の習得を目的とし、具体的には、現代日本における金融現象や金融問題に対して、適切な理解と洞察力を持てるようになることを目指す。
	会計学	深井忠*	企業活動を総合的に表現する会計情報は、様々な利害関係者の意思決定や利害調整に利用されている。会計の基本的知識や考え方を学ぶことは、実務法曹としての必須の武器である。本授業は、会計知識の単なる伝達ではなく、会計はなぜそう考えるかを「理解」し、他者を「説得」できる能力の習得を目的とする。
	簿記論	前川千春*	簿記論の初学者を対象に、企業の経済活動を秩序正しく組織的に記録・計算・整理し、経営成績および財政状態を明らかにするための記帳技術である複式簿記を修得する。
	経営学	三橋平*	経営学的主要テーマについて論じ、今日の企業行動を理解するための基本的知識の習得を目指す。

* 印は非常勤講師です。 * 印は慶應義塾大学の専任教員です。 シラバス（講義要綱）の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

展開・先端科目

ワークショップ・プログラムを中心に、7つの領域（公法系、民事系、刑事系、社会法系、国際系、学際系、外国法系）で多彩な専門科目を展開。各分野の専門的な知識を深めるとともに、実践的な技能を体得することで、将来における専門分野を開発する機会を創出します。その他 2007年度から、テーマ演習、テーマ研究という新たなコンセプトに基づく科目を新設し、リサーチペーパーやエクスターンシップを単位化しました。

科目群	2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
公法系	地方自治法	人見剛*	地方自治の意義、理念等と、地方自治法を中心とする地方自治法制の概要を理解する。また、分権時代において各地方公共団体が主役としてその役割を果たしていくためには何が必要であるのか、法制面と実態面の双方から幅広く考察する。
	租税法Ⅰ	佐藤英明	所得税法の基本構造を、同法の規定の内容と関連する判例の理解に力点をおきつつ学ぶ。租税法は法律実務家が避けて通れない事柄であり、この授業ではそのような租税法の基本的な考え方を所得税法を通して学ぶことができる。
	租税法Ⅱ	佐藤英明	法人税法の最も基本的な部分である「各事業年度の所得に対する法人税」の、ごく基礎的な部分を学ぶほか、所得計算の通則として個人所得税に関する事柄も扱う。新司法試験の選択科目「租税法」の出題範囲の一部に該当する。
	租税法Ⅲ	佐藤英明	個別租税法に共通して関連する、租税法主義や租税法の解釈手法などの事項を扱う租税法総論と、租税法を運用するツールとなる手続きを扱う租税手続法を学ぶ。租税手続法に関しては、税額確定手続を中心として、関連する問題にも言及する。
	租税法総合Ⅰ	佐藤英明	所得税法、法人税法、租税法総論、および、租税手続法に関する基礎的な知識を前提として、知識の定着と応用力の涵養を行う。主として仮設事例への対応を通じ、自分の結論を論理的に一貫して他人に説明する能力を身につけることも、到達目標の一つとする。
	租税法総合Ⅱ	佐藤英明	租税法Ⅰ～Ⅲで扱わない項目から、比較的重要性の高いものを選んで取り上げ、知識の補充を行なう科目である。具体的には、国税については租税実体法に関連して、相続税・贈与税、消費税を、租税手続法に関連して、租税制裁制度を取り上げる。地方税についても、総論的な議論と主要な税目の概観を行う。
	現代行政争訟	越智敏裕* 辻本雄一* 共同担当	前半7回で事例検討を通じて行政訴訟の素養を身につけてもらうとともに、後半8回で個別行政実体法分野における具体的な紛争につき事例検討を行い、分析能力、対応能力を高め、実務に適用する高度の応用能力を養うことを到達目標とする。
	行政事件訴訟実務	佐藤貴夫*	行政事件訴訟の手続、審理の実際について学習する。行政救済法の授業では手薄になりがちな行政事件訴訟法と関連法令の手続規定部分を学び、合わせて行政事件訴訟の実務を検討する。ひととおり行政事件訴訟のイメージをもつことができ、勝することなく、ケースに取り組んでいける素養を身につけることを目標とする。

要件事実論総合Ⅰ	田中豊 満田忠彦*	3クラス	民事訴訟の基本原則を、要件事実論を分析の道具として利用することによって、より深く理解させることを目的とする。民事訴訟の過程は、実体法上の権利関係と離れて正しく理解することはできない。様々な具体的事案につき、主張・立証の構造を明らかにした上、民事訴訟の基本原則がそのような構造の中でどのように機能するのかを分析する。
要件事実論総合Ⅱ	田中豊 満田忠彦*	2クラス	民事法の各分野における典型的な訴訟類型につき、主張・立証の構造を要件事実論を用いて分析し、民法理論と要件事実論との関係を理解させる。受講生には、どのような類型の民事紛争の解決を目指す過程においても、要件事実論が法律実務家が身につけておくべき必要不可欠の技術であることを理解させる。
家族法総合Ⅰ	西希代子		家族法に関する実体法、手続法の基礎的な知識を学習してもらうことを目的とする。家族法の分野は実体と手続とが密接に関連しているので、総合的に理解する必要があるからである。また、近年の重要判例や学説・立法の動きなどを紹介する。
家族法総合Ⅱ	西希代子		家族に関わる法領域において、今後、特に紛争の焦点になると考えられる最先端の問題、改めて検討する必要がある古くて新しい問題、環境をこえる問題などを取り上げる。これらの紛争の背景に存在する社会的・現代的問題の存在等も意識した上で、具体的なケースを念頭におきながら理解を深めることを目的とする。
知的財産法Ⅰ	奥邨弘司 小泉直樹 篠原勝美 共同担当		特許法の基礎について概説する。
知的財産法Ⅱ	奥邨弘司 小泉直樹 共同担当		著作権法の基礎について概説する。
知的財産法Ⅱ	水戸重之*		知的財産法のうち著作権法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。身近な著作物である小説、映画、音楽等を題材に、著作物、著作権（職務著作、共同著作、二次的著作）、著作権（著作財産権・著作人格権）、著作権侵害の判断基準、侵害主体論（間接侵害）等について学習する。
知的財産法Ⅲ	小泉直樹		意匠法・商標法・不正競争防止法の基礎について概説する。
知的財産法Ⅲ	宮川美津子*		商標法・不正競争防止法・意匠法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。内容としては、ブランド及びデザインのプロテクトの概要、商標登録制度及び商標権侵害、意匠登録制度及び意匠権侵害、不正競争防止法の概要、パブリシティ権の保護、国際条約について、それぞれ学習する。
知的財産法総合	奥邨弘司 小泉直樹 共同担当		「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」の履修を前提として、特許法、著作権法的主要判例に関する発展的理解、および、仮想事例へのあてはめについて学ぶ。
倒産法Ⅰ	三上威彦		倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった総論に続いて、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続のうち、否認権までの部分を学ぶ。
倒産法Ⅱ	中島弘雅		清算型の倒産処理手続である破産手続のうち、「倒産法Ⅰ」で扱えなかった部分について学習するとともに、再建型の倒産処理手続（特に民事再生手続）について学習する。
倒産法総合	中島弘雅		倒産法Ⅰおよび倒産法Ⅱで習得した破産法・民事再生法等の基本的知識をもとに、倒産という社会現象に対し、具体的事例も参考にしつつ、倒産法の理論と実務の問題処理方法を学び、その思考方法および具体的処理能力を習得する。
民事執行・保全法	栗田陸雄*		民事執行法と民事保全法に関する基礎的な知識を十分に習得させると共に、判決手続を含む民事手続法に共通する一般的な思考形態を身につけさせることにより、実体法と手続法の関係の理解を深めさせる。
民事執行・保全法実務	岡伸浩 島田真琴 共同担当		民事執行手続・民事保全手続を、実務の立場から再構築し、実際の事案を通して血肉化する。観念的な性格を持つ判決手続とは異なり、より現実的・動態的な性格を持つ執行手続、そして迅速性を重んじる保全手続に興味と実務の奥深さを感じてもらうことが目標である。
消費者法Ⅰ	大澤彰*		消費者問題の民事的解決にも必要とされる基本的知識と考え方を学ぶ。民法の関連する制度の理解を踏まえた上で、消費者問題に関する特別法の基本的知識およびこれらの特別法と民法との関係について理解し、それを具体的な消費者問題の法的解決に応用する力を身につける。

* 印は非常勤講師です。 シラバス（講義要綱）の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE環境法Ⅰ・Ⅱ



まさに「生きている」環境法。
法律の成り立ちを実践的に学ぶ授業です。

環境法の授業はしばしば、新聞を読むところから始まります。環境法分野の法律はどれも若く、常に躍動しているものばかりだからです。例えば、これまで環境法の枠外に置かれてきた放射性物質が2012年からは環境法の対象に含まれることになりました。2011年の原発事故の教訓をふまえた法改正です。また、授業ではよく年表を読みます。環境保全なしには人間の持続的な発展はあり得な

いことを思い知らされる。国内外の悲しい事件と共に環境法は構築されてきたからです。人間の環境に対する思想の変遷を辿りながら進んでいく授業は、環境に少しでも興味のある方にとっては魅力的なものだと思います。そして、授業の最後には学生の起案を先生が添削。元裁判官である先生が具体的問題解決の思考方法や法律的文章の書き方を直接指導してくださるのも魅力の一つ。環境法を学ぶことに止まらず、問題解決能力と、それを伝える力を養うことのできる授業といえます。

科目群	2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
民事系	現代契約実務	金井高志*	製品・商品(有体物)の販売に関する契約、役務(サービス)提供に関する契約、および、知的財産(無体物)に関する契約について、基礎理論および実務的な知識、ならびに契約書作成の技法を習得する。
	金融法	池田真朗 奥国範*	将来、民事・商事の金融取引に通曉した法曹を目指す者を対象に、金融取引法の基礎知識や基本的な考え方を身に付けさせる。債権管理、債権保全、債権回収等を手始めに、間接金融としての債権譲渡担保や動産譲渡担保の問題を扱い、さらには直接金融としての資産流動化等を扱う。資金調達側の視点を中心とする、アドバンスト民法法と考えるとほしい。
	保険法	宮島司*	保険契約法を中心に保険法の基本的知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成を目的とする。保険契約法を学ぶことにより、民法の契約法理の理解にさらなる深化があることが期待でき、保険業法を検討することにより、さらに法と行政との関わりについても理解が深まる。
	金融商品取引法	服部秀一*	金融商品取引法の趣旨・目的および基本的構造と概要を、実例との関連で理解し、法律実務家としての解釈と適用の立場と手法を身に付ける。
	信託法	福田政之*	2006年に全面的に信託法が改正されたことを踏まえて、旧信託法の問題点、信託法改正の要点、解釈上残された課題に留意しつつ、「信託とは何か」「信託法とはどのような法律か」について概説する。信託の基本的仕組みと法律関係について平易に解説するほか、信託の様々な利用方法、今後の展開の可能性についても考察する。
	商事信託法	田中和明*	商事信託法理について、その基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。特に、信託法、信託業法等が商事信託の実務にどのような影響を与えているのかを中心に検討する。また、商事信託の特徴を明らかにするために、適宜、民事信託の法理、他の類似の法制度、海外の信託法についても検討対象とする。
	企業金融法	池袋真実	株式、ローン、社債といった典型的な資金調達手段を中心に、企業が資金調達活動を行ういゆるコーポレート・ファイナンスに関する法務を主として取り扱う。企業金融取引の内容および適用される法律に関する基本的知識を習得し、企業金融取引にかかわる法的問題点を解決するための実務的思考を身につけることを目標とする。
	企業会計法	原口昌之*	法律実務家の視点から必要と思われる企業会計の基礎的な知識を習得するとともに、会社法および金融商品取引法における計算に関する規制、ディスクロージャー制度や虚偽記載等があった場合の関係者の責任などを概観し、会計が絡む法律問題や事件を処理する上での基礎を学ぶとともに、企業会計に関してクライアントや会計専門家との意思疎通が円滑になることを目指す。
	裁判外紛争解決	三木浩一	裁判外紛争解決の基本的な理解と紛争解決手段の多面的な展開を考察することにより、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことも目指す。
	家事事件実務	鈴木一夫*	実務上の重要問題に関し、実務における取扱いとその基礎となる理論について広く深く学ぶことを目的とする。担当者が作成する具体的な事例を用いることもあり、法律的な問題点を検討するとともに、事案の解決の見通しを立てて、具体的な紛争の解決に至るまでの経過を確認する。民事事件や商事事件とは異なる家事事件の特色についても考察する。
刑事系	金融法実務	尾崎達夫*	銀行及び銀行取引に関する法システムの基礎を把握するとともに、銀行に関連する法的諸問題のうち、基礎的な問題や実務上多い問題を中心に取上げて、その理解を目指す。また、こうした問題を素材に様々な側面から検討することを通じ実務法曹に必要と考えられる基礎的な思考力や分析力等を深化させることを目指す。
	刑事政策	太田達也*	刑事制裁と犯罪者処遇の基本的な仕組みを学んだ後、来日外国人犯罪者、性犯罪者、高齢犯罪者、触法精神障害者、少年非行といった犯罪類型別の刑事政策についても検討を加え、現代社会に生起する様々な犯罪に対する対策の在り方を総合的に検討する。
	法医学	押田茂實*	法医学は医学と法の橋渡しをする学問であるが、その主たる目的は刑事・民事訴訟における種々の医学的問題を鑑定(司法解剖・DNA鑑定・物件鑑定など)の形で解決することであり、非常に実務的な色彩の強い領域である。将来、裁判官、検察官、弁護士として裁判に携わった際に必要となる法医学的な知識や考え方などを修得する。
	青少年と法	後藤弘子*	青少年、つまり子どもは、おとなではない存在として、法的に特別な配慮が行われている。本授業では、「子どもとしての特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することで、子どもと法の関係を探る。子どもと法の理念と実際について理解することで、法の役割を再確認する。
	経済刑法	伊東研祐 安富潔 和田俊憲	経済犯罪の多くは特別法に規定され、一般に馴染みの薄いものであるのみならず、その専門性・技術性故に、解釈論的にも理論学的にも、従って、立法的にも検討を要するところが少なくない。このような経済刑法に関する基本的知識と理解の為の適正視座を修得すると同時に、広範な分野を鳥瞰して概観を得ることを目指す。
	労働法Ⅰ	森戸英幸	労働法の総論をなす基本的事項、労働市場をめぐる法規律および個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律(雇用関係法)のうち総則的な部分を理解する。
	労働法Ⅱ	森戸英幸	個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律(雇用関係法)のうち、賃金、労働時間、休暇、労災補償など、主に各論的な部分を理解する。
	労働法Ⅲ	山川隆一*	労働者の団結体でもある労働組合と使用者との集団的な労働関係等をめぐる法規律(労使関係法)を理解する。
	労働法Ⅲ	水町勇一郎*	労働者、使用者と労働組合との集団的な関係(労使関係)を規律する法(労使関係法)について、その基本的枠組み(労働組合、団体交渉、労働協約)とその中心にある団体交渉をサポートするシステム(団体行動権の保障、不当労働行為の禁止)の意義と具体的な内容を理解する。
	労働法総合	山川隆一*	労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および労働法における複数の領域を横断し、あるいは、他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細な検討を行う。
社会法系	経済法基礎	石岡克俊	わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力を習得する。
	経済法総合	石岡克俊	本講義は、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実が生じたと／生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く能力の習得を目指している。
	経済法総合	宇都宮秀樹*	法曹実務家に必要となる、経済法の体系的・総合的理解を習得し、深化することを目指す。講義と事例研究を通じて経済法の理論と実務をバランスよく理解し、これにより、日々生起する具体的事案について経済法の問題を発見・抽出し、事案に即した適切な結論に到達する能力を養う。
	社会保障法	岩村正彦*	医療保障法(健康保険法、国民健康保険法等)、年金保険法(国民年金法および厚生年金保険法)、および社会福祉サービス法(主として介護保険法)につき、その基本的構造と基本的な考え方、これらをめぐって生じる法的問題を習得する。それを通して、法的な思考、条文解釈等の力の向上を図る。
	労働法実務	浅井隆	労働法の構造、労働市場に関する法律等の概略の説明を経て、労働基準法、労働組合法についての基本的な知識および思考方法を修得する。人事労務管理への指導等ができることを目指す。
	経済法実務	細田孝一*	「経済法基礎」の既習者を対象として、独占禁止法違反行為に対するエンフォースメントに関する理論・手続、企業法務などの実務的かつ発展的知識及び思考方法の習得を目的とする。
	国際法基礎	大森正仁*	我々が生きる国際社会に起きている国際的な問題について、これを法的な観点から眺める素養が法曹に求められている。この国際法に関する基本的な概念および原則の説明を行い、問題を正確に理解するための能力を養うことを目的とし、国際法の主体および法源を取り上げて説明をする。
	国際法総合Ⅰ	小山佳枝*	国際法の基本的な理解を前提として、個別・具体的な分野での国際法の適用をめぐって生ずる問題を正確に理解するための能力を養うことを目的とする。個別の分野としては、条約法、国際責任法、紛争の平和的解決手続を取り上げて説明をする。
	国際法総合Ⅱ	臼杵知史*	これまでに修得した国際法の様々な分野での理解を他の分野においても適用してゆくことのできる応用力を高めてゆくことを到達目標とする。国際法の全体像をより正確に理解するとともに、現在生じている事例問題への国際法の適用について分析を行ってゆく。
	国際私法Ⅰ	北澤安紀*	本講義では、まず、渉外的私法的法律関係を実体法上いかに規律すべきかという観点から、国際私法の基本的な概念ならびに国際私法における準拠法決定のプロセスについて説明する(国際私法総論)。その上で、国際家族法上の問題について講義を行う予定である。
国際系	国際私法Ⅱ	北澤安紀*	国際私法Ⅰで学んだ体系的理解を前提に、国際契約法、国際物権法、国際不法行為法等の国際財産法上の問題について講義する。

*印は非常勤講師です。 *印は慶應義塾大学の専任教員です。 シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

科目群	2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
国際系	国際商取引法	山手正史	国際商取引法(国際売買契約の成立および履行過程において必然的に生じる私法上の法律関係)に関する基本的知識の習得を目的とする。とりわけ国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約、CISG)の解説に多くの時間を割く予定であるが、国際商取引を題材として法源論や比較法文化論なども展開したい。
	国際資本市場法	Edmister, Bradley* 山本雅道*	国際資本市場における法規制と実務について理解するために、米国証券法を中心として、証券法の目的と内容、証券の登録と発行、証券引受契約、クロスボーダールール、F-4問題、金融危機等のトピックについて学ぶ。ファンド、LBO、プロジェクトファイナンスといった関連トピックも扱う。
	国際環境法	小山佳枝*	国境を越える環境問題に対する国際社会の対応と法の形成・発展について理解する。多様な分野で作成された文書の意味、条約の理解や各国の実行から生まれた慣習法の発達分析、諸事例の検討を通じ、国際環境法の規制方式を検討する。同時に、新たな地球環境問題へ既存の法原則の適用より生ずる問題点を考察する。
	国際租税法	Dahlen, Lars* Musahl, Hans-Peter* Lies, Gerald* 山田雄介*	国内租税法及び国際租税法のみならず一般取引法や外国法と会社法の知識を総動員して国際取引とM&A Dealに伴う租税問題を解決し、さらに、グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養う。
	国際刑事法	安藤泰子*	国際刑事法に関する史的展開を辿りながら、国際刑事法の法原則や諸概念の形成過程について把握した上で、特に国際刑事裁判所規程における主要な論点について必要な基礎的知識を習得するとともに、現今の国際社会で起きている紛争や虐殺、非人道的行為に対して、国際刑法をどのように適用させ得るか、時事問題等を例に検討し実践的な応用力を養う。
	国際経済法	間宮勇*	WTO協定を中心とした通商および投資に関する国際法規を素材に国際経済法の基本的な概念や原則、法制度の概要を理解することを目的とする。国際経済法の規則は、継続的な交渉を通じて頻繁に改定されるが、この授業では、様々な協定運用の実際を踏まえながら、そのような交渉も含めた国際経済法秩序のダイナミズムを理解することを目標とする。
	国際民事訴訟法	春日偉知郎 芳賀雅顯	涉外事件を解決する上で不可欠な手続上の主要問題について、具体的に即して検討を加えることにより、国際民事訴訟の諸制度についての理解と問題解決能力を育む。国際裁判管轄から外国判決の承認・執行までの過程において生ずる諸問題のほか、国際仲裁、国際倒産等をも対象とする。
	国際関係法(私法系)総合Ⅰ	増田晋	国際民事手続法と国際私法の財産法関係部分、及び、国際取引法のうち国際売買分野の基礎的知識と法の適用力を習得することを目的とする。講義では、広義の国際私法の基礎的知識を整理した後、これらの知識を判例演習や国際取引とその紛争事例を教材とするソクラティック・メソッドを通じて、事例に応用することに主眼を置く。
	国際関係法(私法系)総合Ⅱ	増田晋	国際民事手続法と国際私法の家族法関係部分の基礎的知識と法の適用力を習得することを目的とする。講義では、広義の国際私法の基礎的知識を整理した後、これらの知識を判例演習や国際家族関係とその紛争事例を教材とするソクラティック・メソッドを通じて事例に応用することに主眼を置く。
	環境法Ⅰ	六車明	はじめに環境法の基礎的な考え方を身につける。次に、個別の法律、すなわち、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、生物多様性基本法、環境影響調査法、土壌汚染対策、廃棄物処理法などの立法趣旨、構造、体系などについての理解を深める。さらに、これらの法律を使って公害・環境紛争に対応するための基礎的能力をつける。学習にあたり環境政策の視点も必要となる。
学際系	環境法Ⅱ	六車明	公害・環境紛争に関する民事及び行政事件の重要な裁判例やADRの事例を取り上げる。環境にかかわる重要な民事事件や行政事件について、紛争当事者の身になってものごとを考え、その望むところを正しく理解することができるようになってほしい。紛争を適切な解決へと導くことができる実務能力を備えることを目標とする。
	情報法	蟻川恒正*	情報を切り口として現代社会の複雑な諸問題を憲法の観点から体系的・構造的に把握することができるように、情報にかかわる憲法問題を自力で考え、解決できる力を養うことを目標とする。
	ジェンダーと法	井上匡子*	ジェンダー概念について正確に理解したうえで、男女平等が謳われる法の世界と男女の格差が激しい現実の世界という二つの相反する考え方が成立する背景を学び、架橋することを目指す。具体的な論点についてのディベートにより、自らの意見を反対の立場から検討し、組み立てる機会をもち、advocacyのあり方についても、学ぶ。
	医事法Ⅰ	古川俊治	臓器移植、安楽死・尊厳死、代理母、クローン技術、再生医療技術など、現代医療が惹起している法的・倫理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討する。弁護士であり医師でもある実務家教員が担当することによって、内外の判例や諸法令を検討するとともに、単なる法律論にとどまらず、基礎的な医療知識も併せて提供し、問題の本質を理解する。
	医事法Ⅱ	古川俊治	インフォームド・コンセント、癌の告知、宗教上の輸血拒否、医療過誤など、現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹に要求される基本的知識を修得する。「医事法Ⅰ」と同様に、弁護士であり医師でもある教員が担当し、問題の本質を理解することに努める。なお、医師法、医療法、薬事法などの特別法についても取り上げる。
	サイバー法	藤原宏高*	民法を基本とした知的財産法の基本的知識を前提として、コンピュータやネットワークの利用など、サイバー空間において発生した法律問題やその関連法を検討することによって、現代社会に生起する日々新たな法律問題に迅速かつ的確に対応できる法的思考力や紛争解決能力を獲得させることを目的とする。
	災害復興法学	岡本正*	2011年3月11日に起きた東日本大震災において法律家の果たした役割、果たすべき役割について、実際の事例をモデルとした演習を実施します。4万件以上の無料法律相談、災害復興支援の立法や制度の動きを現在進行形で議論していきます。東日本大震災の教訓を未来に伝え、今と未来に活かす法政策実務講座です。
	Introduction to American Law	McAlinn, Gerald	This course is designed for students who are interested in practicing international law in the future and who want to obtain a solid understanding of how the common law system works. Students will have the opportunity to analyze cases, discuss American legal concepts, and build their legal vocabulary.
	Drafting International Agreements	大原慶子* Sasaki, John*	We will study the art of drafting, analyzing and negotiating interntional agreements in a real world context. The focus will be on technical drafting, but also practical business issues and other methods of value creation in the drafting process.
	International Dispute Resolution	井上治* 中村達也*	法廷地の選択と裁判管轄、訴訟の競合、国際司法共助などといった、国際訴訟に関する基礎的知識を修得したうえで、国際的な裁判外紛争解決(ADR)、とりわけ商事仲裁に関して、様々な理論的・実務的問題を検討する。
外国法系	Comparative Constitutional Law	McAlinn, Gerald	The Constitutions of Japan and the United States cover much of the same ground but sometimes reach different results, an examination of which provides insights into the historical and societal differences between the two countries. This course will help students obtain a deeper understanding of Japanese Constitutional Law by comparing it with US Constitutional Law.

*印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE

医事法Ⅰ

伊藤 大樹

いとう だいき

2011年 慶應義塾大学 法学部政治学科卒業 法学既修者コース

専門性と論理的思考力が養われる慶應ならではの授業です。

医事法の授業は、遺伝子治療や薬事法等についての講義に加え、模擬設例について自ら検討し発表するという形式で進みます。弁護士であり医師でもある先生の法学医学両面からの解説講義は、医学の奥深さとともに法律の役割の重要性を知ることができる点で興味深く、また設例検討においては先生から適切な助言を戴きつつ、自ら判例や医学文献を参考に問題を解決するという実際の実務にも通じる

貴重な経験をすることができます。医療の発達に伴って、今後、医療過誤訴訟などの医療紛争は大きく発展する分野でもあります。そこで生ずる未知の問題を予防・解決できる専門性を持った法曹を目指そうと考えた、大きなきっかけとなった授業です。また、医事法に限らず、様々な分野でプロフェッショナルである先生方のご指導の下、意識の高い学生が揃った慶應で切磋琢磨し、共に過ごす時間は非常に有意義なものとなると思います。

科目群	2013年度授業科目名	担当教員名		講義の概要
外国法系	Government Relations and Law	Clark, Thomas*		This course explores the interaction of law and public policy, how stakeholder groups utilize government relations to influence laws and regulations, and how groups advocate in an increasingly global environment. Participants will develop their own Advocacy Project incorporating concepts learned in the course.
	Comparative Corporate Law	Givens, Stephen*		This course will compare corporate transactions, and in particular contests for corporate control (i.e. hostile M&A transactions) in Japan and other advanced economies. We will focus on case studies of prominent transactions over the last decade and analyze legal, contractual and business issues.
	Corporate Governance & Risk Management	名取勝也* McAlinn, Gerald	共同担当	This course will compare the Japanese and American approaches to corporate governance and risk management. Particular attention will be paid to the differences between the roles of in-house and outside counsel.
	Corporate Finance and Law	Collins, Simon* Tsuchida, Carol* Marcks, Eric*	共同担当	This course will provide an overview from a practitioner's perspective of the law and practice of corporate finance. The course will focus on standard corporate finance structures and transactions such as equity and debt finance, convertible equity and debt securities, bank finance, and securitization.
	Multinational Corporations & Law	McAlinn, Gerald		This course will examine the nature of multinational corporations. We shall then consider whether there exists a regulatory regime that is capable of effectively monitoring and policing their activities, and if not why not. Students will learn about how corporations function and what it means to say they are legal persons.
	M&A and Strategic Alliances	Strawn, Brian* Pires, Karl* Mackay, Kenneth*	共同担当	This course will introduce students to the standard merger, acquisition, and strategic-alliance structures and strategies that can be used in Japan domestically and for cross-border transactions.
	International Business Transactions	Johnson, Edward* McAlinn, Gerald	共同担当	The objective of this course is to give students practical information and skills in the area of international business transactions. At least one class will be held at the offices of a major international law firm. The course will taught primarily in English, but questions and discussion may be in Japanese.
	International IP Licensing Agreements	Litt, David*		After reviewing the main types of IP, we will focus on the components of cross-border IP licensing transactions, including the negotiation process and the role of counsel. We will use case studies related to venture business and a large company technology development joint venture.
	International Commercial Arbitration	Godwin, Peter* McAlinn, Gerald	共同担当	International commercial arbitration has become a major growth field for international law firms. This course will give students an excellent overview of the major issues as well as an opportunity to interact with leading arbitrators and counsel.
	Contemporary Issues in Law	Leflar, Robert*		Tort law systems of common-law and civil code nations are compared. The focus is on the US and Japan, with materials also from Europe. The course covers negligence, product liability, and medical law (Prof. Leflar's specialty), and explores relationships among tort, criminal and administrative law.
	Japan-US Comparative Contract Law (日米比較契約法)	金山直樹 原恵美* フジヤマ タカシ D*	共同担当	日本の契約法をアメリカ契約法と比較しながら学ぶことを目的としている。日本人学生にとってはアメリカ契約法入門の、留学生にとっては日本契約法入門の絶好の機会となろう。英語による授業なので、日本人学生にとっては、法律分野に特化した英語力アップの機会となろう。
	フランス法（公法）Ⅰ	金塚彩乃*		フランスの諸制度や人権保障のあり方の基礎的な理解の上で、フランス語文献を読む力を養い、フランス公法やそれを支える理念の理解を深めるようにします。
	フランス法（私法）Ⅱ	金山直樹		フランス私法の根幹を占める債務法、または草案が公にされた物権法の最新状況を勉強する。具体的には、フランスの債務法改正草案または物権法改正準備草案を読むことを通じて、フランス民法の基本的な考え方を学ぶ。
	ドイツ法Ⅰ	江口公典 北居功	共同担当	わが国の法秩序に大きな影響を与えてきているドイツ法の特徴を理解することを通じて、我が国の民法解釈理論の基本を理解するために、ドイツ私法の主要分野について基本的知識を獲得することを目標とする。
	ドイツ法Ⅱ	小池信太郎 樋口亮介*	共同担当	日本の刑事法の形成・発展に大きな影響を与えてきたドイツ刑事法の特定分野を学習し、比較法的考察を行う。
	イギリス法	島田真琴		イギリスの司法制度および契約法を概観した後、国際商品取引、国際融資、船舶ファイナンス、共同建設プロジェクトなど、イギリス法を準拠法とする場合が多い分野の内から適当な題材を選び、それに関する法律問題を検討する。
中国法	近藤丸人*		中国における外国企業の中国企業との取引行為に関する中国の法律に重点を置きながら、中国の法体系および法律用語の説明等を行う。中国の判例、契約書、弁護士試験問題等、原文の教材を使用することもあるが、必要があれば訳文を付する。	
EU法	庄司克宏		欧州連合（EU）法の実務への架橋をめざして、EU法に関する基礎的知識の修得を目的とする。組織法（EU諸機関、立法・行政・司法制度）、国内法との関係、ならびに実体法としての域内市場法を取り上げる。また、単一通貨ユーロに関する法制度についても解説する。	
アジア法	今泉慎也* 知花いづみ*	共同担当	本講では、日本との関係が深い東南アジア諸国について、植民地とされた宗主国からの独立、近代化、開発、民主化といった課題に応えていくなかで、各国の法制度がどのように形成され、変化してきたかを概観する。とくに、マレーシア、タイ、フィリピンに力点をおきながら、比較の視点を入れることで、東南アジアを立体的にとらえることを試みる。	
大陸法特別講義Ⅰ （大陸法財団寄附講座）	金山直樹（コーディネーター）	共同担当	ある全体テーマの下で、小テーマに分かれ、オムニバス方式で、大陸法 国で教鞭をとる4名の教授が各々のテーマの講義を担当する。詳細は、新学期に掲示する予定。	
開発法学（法整備支援論）	松尾弘		人々がより良く生きられる社会を目指す国づくりとしての良い統治の構築のために、法制度をどのように整備すべきか、そうした法整備のための国際協力はどうかあるべきか、グローバル化の中で良い統治を構築するための法改革の方法を明らかにする開発法学（Law and Development）の理論枠組について検討する。	

B P WP	ベーシック・プログラム ワークショップ・プログラム	担当教員、講義の概要についてはP.14～P.19 参照		
テ マ 演 習	テーマ演習 テーマ研究	教員紹介 (P.20～P.23) の 担当科目を参照	テーマ演習 (2単位) およびテーマ研究 (1単位) は、現代社会における先端的な法律問題につき、担当教員が独自の視点からテーマを設定して行う少人数クラスでの演習形式の授業である。	
リ サ ー チ	リサーチペーパー	教員紹介 (P.20～P.23) の 担当科目を参照	リサーチペーパー (1単位) では、履修者が自らテーマを設定し、指導教員の指導の下、研究論文を作成する。優れたリサーチペーパーについては、選考の上、『慶應法学』(紀要) への掲載の機会が与えられる。	
法 律 実 務 基 礎 科 目 (選 択)	法律文書作成 (基礎)	田中豊	法曹の仕事は、事案を論理的に分析・統合して一定の結論を導き (Legal Reasoning)、その文書化 (Legal Writing) を経て完結する。そこで、Legal Reasoning の基本を整理し、様々な法律文書の作成過程の検討から Legal Writing の倫理と論理とを理解して、文書作成能力の基本を身につける。	
	エクスターンシップ (法律事務所、官庁・企業等)	浅井隆 岡野谷知広 奥邨弘司 菅弘一 島田真琴 田中郁乃 野辺博 三木浩一 六車明	エクスターンシップでは、学生が夏休み期間中の一定期間に受入先 (法律事務所・官庁・企業等) へ派遣され、実社会の中で生きた法を学ぶことにより、実務を知り、学習意欲を高めるとともに、法律家の任務の意義と責任の重大さを経験することを目的とする。 【2012年度夏の派遣実績】法律事務所: 88箇所 / 112名派遣 法テラス: 11箇所 / 17名派遣 官庁: 4箇所 / 5名派遣 企業: 11社 / 11名	

* 印は非常勤講師です。 シラバス (講義要綱) の詳細は <https://slbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。



渡邊 悠人 わたなべ ゆうと
2011年 早稲田大学法学部卒業
法学既修者コース

「刑事法総合Ⅱ」
法律の奥の深さを
思い知ることができた授業

事前に与えられた事案に基づきながら、刑法や刑事訴訟法に照らして行為者の罪責や、捜査手続きの適法性、証拠能力の有無、訴因変更の要否といったことについて掘り下げていく授業。現役の検察官の先生が、ソクラテスメソッドで学生に質問をぶつけ、回答内容の不足や誤りを突き詰めていく形で進められる。自分が当てられた時は、用意した回答に「何の理由にもなっていない」と断じられてしまった。先生に誘導されつつ、さらに深く考えることで正答に至ることができた。教科書に書かれていることを表面的に理解していたに過ぎないことがわかり、法律の奥の深さを思い知ることができた授業だ。



3つの自主ゼミで答案を書く力を養う

公法系、民事系、刑事系の各科目について、友人と週1回ずつ自主ゼミを組み、主に司法試験の過去問を検討している。各科目とも事前に答案を書いてきて、1時間程度、発表し合いながら議論をする。自主ゼミでは、まずは答案を書く力と書く時間を管理する力、そして書いた答案を人に伝え説得する力が身につけていると実感。友人の答案にはいつも刺激を受ける。たまに飲みに行き、励まし合える仲間の存在は貴重だ。



「民事実務基礎」
仲間の模擬裁判を見て「自分ならこうする」と考える



個別の科目で学んだ民法や民事訴訟法をベースにしつつも、理論より実務習得に重きを置いた授業。法律相談から始まり、保全、訴訟、執行等といった一連の実務を疑似体験する。台本なしの模擬裁判では、学生が裁判官、原告・被告代理人の3者に分かれ、OBの弁護士が証人役を務めてくれる。仲間の模擬裁判を見て「自分ならこうする」「ここは尋問すべきでは？」などと考え、友人と議論し、自分の血肉になるよう心掛けている。



学習の拠点は快適な環境の自習室

毎朝9時に登校すると自習室に行き、閉館となる23時まで、授業や自主ゼミ、食事以外、基本的にそこで自習を続けている。勉強内容は、大雑把に立てた計画のもと、不足していると思う部分を重点的にこなしている。また、わからないことは適宜先生や友人に聞くなりして解決している。慶應の自習室は落ち着いて勉強に取り組み、近くの図書室には資料が豊富にそろっているので快適な環境だ。勉強ばかりでは息もつまるので、食事の時など友人とおしゃべりをして息抜きもしている。

Weekly Schedule 必修科目

春	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday	秋	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
1			必修 民事法総合Ⅰ 必修 刑事法総合Ⅰ (隔週開講)	必修 法曹倫理	必修 刑事実務基礎		1			必修 民事法総合Ⅱ (隔週開講)		必修 刑事法総合Ⅱ (隔週開講)	
2		必修 行政法Ⅱ					2		必修 公法総合Ⅰ 必修 公法総合Ⅱ (隔週開講)				
3				現代行政争訟			3					必修 民事実務基礎	
4	行政学		労働法Ⅲ				4			司法制度論			
5		必修 商法総合Ⅱ					5					労働法総合	
6			テーマ演習	労働法実務			6				労働法 ワークショップ・プログラム		

慶應義塾大学法科大学院のカリキュラム、すなわち基本的な法律知識を徹底的に身につける必修科目群と、多彩な広がりと専門的な深みを兼ね備えた選択科目群の頂点に位置づけられるのが、「ワークショップ・プログラム(WP)」です。そこには「理論と実務の架橋」という法科大学院の構想と、「国際性、学際性、先端性」と

いう慶應義塾大学法科大学院の教育理念とが集約されています。WPは、ただ単に高い専門性を有しているというだけでなく、総合的な法的思考力を備えた法律専門家の育成を教育目標とし、それを具現化したもののなのです。

ワークショップ・プログラム(WP)の特長

- 従来型の、いわば縦割りの法学教育体系を横に貫くとともに、総合化することを目指し、複数の主要な実務分野ごとに横断的に組み上げたプログラムです。
- 個別の法分野ごとに修得された知見を、各実務分野における具体的な問題解決に際してどのように活用するのかについて体験的に学習します。

- 実務と理論との架橋を図るために、基本的に実務家教員と研究者教員とが共同して担当し、受講生と担当教員が双方向・多方向的に活発な議論を行います。
- ワークショップ・プログラムの教育理念を実現するために、国際的かつ先端的ゲストスピーカーの招聘を広く実施しています。

このワークショップ・プログラムの中枢をなすのが、「企業法務」、「金融法務」、「涉外法務」、「知的財産法務」です。これら4分野の第一線で活躍している実務家教員と、各分野で先端研究を行っている研究者教員の指導のもと、日々生起する最先端の法律問題に対峙し、必修科目や選択科目で培ってきた基本的な知識と法的思考能力を総動員して、新たな紛争を解決し、新たな法を創造できる、ワンランク上の総合的な能力を身につけた真の意味でのスペシャリストの育成が目指されます。

グローバル化した21世紀の社会はめまぐるしく変化しています。われわれは、社会の新たな需要を先取りし、それに応えていくことが、慶應義塾大学法科大学院の使命だと考えます。そこで、ワークショップ・プログラムも常に挑戦をし続けています。中枢である4分野において新しいテーマを扱うWPを増設している他、それ以外の分野においても、起業（インキュベーション）と法WP、企業内リーガルセクションWP、倒産法WP、消費者法WP、現代取引法WP、労働法WP、経済法WP、環境法務WP、国際刑事法WP、国際プロジェクト関連法WP、EU法務WP、開発法学WPなど新たなワークショップ・プログラムを開設しています。

ワークショップ・プログラムは、第一線で活躍している実務家教員と各分野で先端研究を行っている研究者教員、そして21世紀社会を先導する高い志をもった皆さんが、先端的なテーマを介して集う一つの「場（フォーラム）」だと考えています。おそらくワークショップ・プログラムに参加した皆さんは、システムが法曹を養成するのではなく、人が人を育てるという教育の原点を実感できることでしょう。



企業法務に関する基本的な知識をベースに、コーポレートガバナンス、企業再編、事業提携など、企業法務に関する主要な実務を体験的に学習します。

企業法務というカテゴリーに含まれる分野は非常に広かつ多岐にわたります。その結果、実務を正確に遂行するうえで必要な法律も極めて多様なものとなります。会社法だけでなく、独占禁止法、労働法、倒産法、金融商品取引法、国際取引法などの知識は、企業法務を遂行するうえで不可欠です。

この企業法務ワークショップ・プログラムは、上記の様々な法律知識を実務にどのように活用していくのかということを取り扱います。すなわち、机上の学習から実務へと移行する

ための演習的授業です。ベーシック・プログラム(BP)では、日常どのような相談業務や訴訟業務をやっているのかを具体的に知ってもらい、多岐にわたる企業法務全般の基礎的な法知識の理解を深めるとともに、基本的なスキルの修得を目指します。授業は、起業家がベンチャー・キャピタルの出資を得て株式会社を設立し、徐々に業務を拡大し、上場、リストラ、企業再編、内紛などを経て倒産にいたるという架空のストーリーを扱ったケースブックに沿って、様々な法律問題を検討する形で進めます。ワーク

ショップ・プログラム(WP)では、BPで修得した知識や基本的なスキルを基に、コーポレートガバナンス（企業統治）および企業再編に関する日常業務に即した事例について討論を行い、最新の実務における実践的な法的思考能力を育成します。取り上げる題材は、現実の企業活動に即したものが中心になります。

また、合併が良いのか、事業譲渡が良いのか、あるいは、会社分割が良いのかなど、方式の選択におけるメリット・デメリットをふまえて検討してもらおうといったことも積極的に行います。

（福井琢）

2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
企業法務 ベーシック・プログラム	田中郁乃	企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を習得するのに必要な基礎知識を修得することを目的とする。本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、M&A、資金調達、労働法、知的財産権法、独占禁止法、不祥事対応を中心に企業法務の基礎について概観する。
企業法務 ワークショップ・プログラム		同一担当者によるベーシック・プログラムと連動し、企業法務に関する実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家にふさわしい実践的な知識、方法論及び検討の視点を修得させることを到達目標とする。
企業法務 ベーシック・プログラム	江口公典 澤田和也 菅原貴与志 高田晴仁 戸井川岩夫* 豊泉貴太郎* 福井琢	架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、内紛、企業再編などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、会社法および経済法の問題を中心に、民法、民事訴訟法、労働法、倒産法、国際取引法など、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域について学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。
企業法務 ワークショップ・プログラム		広い企業法務の領域のうち、主として特に重要な業務範囲であるコーポレート・ガバナンス（企業統治）および企業再編について、具体的な設例に基づいて会社法・経済法などの実務に関する総合演習を行い、両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につける。

*印は非常勤講師です。 シラバス（講義要綱）の詳細は<https://gslib.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

VOICE

企業法務WP



それまでに学習した法的知識が企業法務の実務でどう生きるのかを知ることができる授業です。

机上の学習では、司法試験を意識するあまり、効率よく正解を知得しようという姿勢になりがちです。企業法務BP・WPは、条文が多く苦手意識のある会社法の克服のために履修しましたが、法曹を目指す学生にとって、それまでに学習した法的知識が企業法務の実務でどう生きるのかを知るとともに、そのような姿勢を正す契機にもなる授業だと思いました。

学部時代や必修科目の授業では、生じた紛争

に対する対処法の学習が主になりますが、この授業では実務家の先生のご指導の下、対処法のみならず、紛争を未然に防ぐ方法をもじっくり学ぶことができます。1年間にわたる授業を通じて、理論的に可能な法的手段と具体的なケースで有用な手段は必ずしも一致しないということや、まだ「正解」が確立されていない発展的な最先端の問題と対峙するときにも、民法・商法の基本原則や規定の趣旨に立ち返ることが出発点になるということを実感でき、非常に有意義でした。

後藤 はづき

ごとう はづき

2011年 慶應義塾大学
法学部法律学科卒業
法学既修者コース

金融は取引社会の血液と呼ばれる重要なものですが、金融法務は大企業型、中小企業型のそれぞれに異なる内容を持ちます。それらの多様性に対応した複数のワークショップ・プログラムが開講されており、各人の希望に合わせて選択し、ファイナンス法務の面白さと一歩進んだ専門の世界を知ることができます。

金融法務ワークショップ・プログラムは、内容が大きく二つに分かれるので、選択時に注意してほしい。ひとつは、大企業型資金調達に中心を置くもので、会社を利用したコーポレートファイナンスや、不動産、債権等さまざまな資産を活用するアセット・ファイナンスを学ぶもの、さらには、ファイナンスの理論を数理的に深めてそれを金融取引実務に活用するという、高度に専門化された学習に至るものがある。もうひとつは、中小企業型資金調達を中心にするもので、将来債権譲渡担保、集合動産譲渡担保、それらを組み合わせたABLなど、民法(債権総論、担保物権法)や民事執行・保全法、電子記録債権法などを発展させた学習を基礎にして資金調達実務を研究するものである(中小企業の多くにあっては、株や社債による市場性資金の調達はできないことに注意したい)。

前者のものは、金融法実務に携わっている第一線の実務家教員による授業を通して、法律実務家が案

件の処理にあたって実際に考えていること、そして、最新のトピックなどを題材にどういう事柄を扱っているのかを知ってもらい、それと同時に、実務の一端に触れることによって、法的基礎知識が実務の中でどのように活かされるのかといったことも考えてもらう。

後者のものは、実務と理論のコラボレーションを実践する意図で、研究者教員と実務家教員の共同担当授業に、複数の実務家をゲストに迎えて、ロールプレイングなども含めた演習が展開される。

法改正が頻繁になされ、最先端の分野である金融法務だが、最先端の事柄を取り扱うということは、ある意味では、基本に立ち返るということなのだと思理解してほしい。先端的分野における実務も、民法、会社法、税法などの基礎的な法律の上に成り立っている。これらの法律を総合し、応用としての金融法務システムを構築していくのである。したがって、最先端の分野である金融法務を取り扱うに際しても、民法、会社法、執行・保全法、税法などの基礎知識をしっかりと

身につけて、それらを横断的に理解し活用できることが何よりも重要となる。

また、金融法務の中で実際に利用されている仕組みをその基本から理解することによって、それとの対比において、民法や会社法上の様々な制度の意味をより立体的に理解する一助となるものと思われる。その意味では、金融法務を学習することは、実務というものがどのように成り立っているのかを知るとともに、民法や会社法上の様々な制度をその制度趣旨に遡って思考するための有効な機会でもある。

法律事務所の教育研修プログラムの一部を活用して、実際のファイナンスのストラクチャーを具体的に分析検討するWPもあれば、複数のゲストスピーカーによる講演や実務指導を行うWPもある。また、模擬交渉や模擬相談などを経験することによって、紛争予防、紛争解決の方法を考えるという、実践的な手法を取り入れているものが多い。

(池田真朗)

2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
金融法務 ベーシック・プログラム	池袋真実	「アセット・ファイナンス」あるいは「証券化」といわれる分野を中心に、新しい金融手法について触れる。取引によっては仕組みが複雑である場合もあるが、基礎科目で習得した事項が実際の金融取引でどのように生かされているかを体感して欲しい。ストラクチャーや法律上の問題点の検討、討論等を行い、実務的な理解を深めることを目標とする。
金融法務 ワークショップ・プログラム		金融法務BPに引き続き、「アセット・ファイナンス」あるいは「証券化」といわれる分野を中心に検討を続ける。具体的事例に即した契約の検討等を行い、実務的な理解を深める。
金融法務 ベーシック・プログラム	草野耕一	過去四半世紀における金融法務の飛躍的発展は法事象の分析にファイナンス理論を用いるようになった点に負うところが大きい。この点を踏まえて、本科目は、ファイナンス理論はもとより、ゲーム理論や統計学の技法を用いて法事象を数理的に分析する能力を養い、それに必要な知識を教授することを目的とするものであり、金融法務はもちろんのこと、企業法務や裁判法務の第一人者たらんと志す者たちに新たな「武器」を授けんとするものである。ハーバードを始めとする米国の主要ロースクールにおいてこの分野の定番的教科書となりつつある『Analytical Methods for Lawyers』の翻訳本を教科書として用いる(原書を読む必要はない)。
金融法務 ワークショップ・プログラム		金融法務BPに引き続き法事象を数理的に分析する能力を育成し、これに必要な知識を教授することを目的とする。これに加えて、本科目では確率論や統計論が争点となった判例(米国のもの)の講読を行う。目指すところは法律英語に慣れ親しむことと世界水準の「説得の論理」を知ることであり、国際舞台に飛翔せんとする未来の法曹がそれに必要な「翼」を見つけ出すことを期待する。金融法務BPに引き続き『Analytical Methods For Lawyers』の翻訳本を教科書として用いる(原書を読む必要はない)。
金融法務 ワークショップ・プログラム	池田真朗 奥国範*	金融法務といわれる領域の事例を素材としつつ、民事法領域全般に対する理解を深める。民法の債権譲渡法や担保物権法などを中心とした実体法に対する正確な理解と、民事執行法や民事保全法あるいは倒産諸法等の手続法との立体的な交錯を知ることによって、民事法全体を立体的に把握して応用する能力を高める。半期で2回にわたるロールプレイングの演習を特徴とする。なお、対応するベーシック・プログラムを置かない代わりに、同一担当者による一般選択科目としての「金融法」を設置している。

*印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

VOICE

金融法務WP



東條 桜子
とうじょう さくらこ
2012年 慶應義塾大学
法学部政治学科卒業
法学既修者コース

民法を出発点として、
実務的な視点を学べます。

金融法務WPでは、これまで学習してきた民法の知識をベースとして、自然と実務的な視点を学んでいくことができます。例えば、授業では取引スキームや契約条項についての各当事者からみたメリット・デメリットの検討や、依頼者役の先生との法律相談ロールプレイングなどの機会が与えられます。このような体験を通して、日々の学習だけでは気付けなかった実務的な視点を体得できます。

さらに、授業では電子記録債権やABLといった金融法務の専門的な議論についても学びます。このように聞くと難しくそう思われるかもしれませんが、受講段階で特別な知識がなくても、先生が分かりやすく講義してくれるため、民法の応用というイメージで無理なく専門分野の入り口を垣間見ることができるのがこの授業の魅力です。

授業後には、たくさん頭を使って知的好奇心が刺激された時に特有の爽やかな感覚を味わうことができる、おすすめの授業です。

豊富な国際法務経験を持つ実務家との議論により、
国際的に通用する実践的で戦略的な思考能力を養います。

涉外法務ワークショップ・プログラムは、豊富な国際法務経験を有する実務家が中心となり、国際契約、国際取引に対する公法的規制・条約規制、国際的な合併・M&A・金融・税務等の各取引類型の理解や検討等を通じて、国際的に通用する実践的で戦略的な思考能力を養成します。また、各国の裁判制度の違いや国際仲裁を実務的に検討することで、国際的な紛争処理と予防法学の重要性の理解を深めることとなります。

法律は各国毎に異なり、法の支配を実現する

司法制度も統一されていないのが現状ですが、世界的な人的交流、経済の国際化や国境を超える情報技術の躍進などにより、確実に法の世界にも国際化の大波が押しよせています。涉外法務は、この大波の中で、国際取引がスムーズに行われるよう手助けをし、紛争になった場合は国際的に合理性のある解決がなされるようにするのが使命といえます。

授業では、実際に使われている英文契約書や取引資料が検討対象となるでしょうし、企業の

国際法務担当者や各分野の専門家が参加して実務的議論がなされることもあるでしょう。そのいずれもが、卒業後に真の国際人として法曹の道に進むための血となり肉となります。

多様なバックグラウンドを持った学生が受講することを期待しています。

(増田 晋)

2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
涉外法務 ベーシック・プログラム	内田晴康* 増田晋	国際取引の法的規範を提供する契約、国内法及び私法条約等の国際法を理解した後、涉外的法律関係を実現させる司法制度を検討する。具体的には、国際英文契約の査読、各国独禁法による国際的規制、私法条約の理解、米国訴訟手続の基礎知識の習得等を、事例に基づく質疑応答等を通して実務的思考能力を養成することを目指す。
涉外法務 ワークショップ・プログラム		同一担当者によるベーシック・プログラムの既習者を対象にして、涉外法務における典型取引類型である国際合併、国際的M&A、国際的金融取引等を取り上げ、また紛争解決の実際を学ぶことにより、戦略的思考能力、交渉力等を養成する。
涉外法務 ベーシック・プログラム	島田真琴 鈴木正具* 山辺哲識*	国際取引の一般的共通問題を理解するため、国際契約の模擬交渉等を通じてその交渉開始から契約締結、紛争解決まで一般的に遭遇する国際契約特有の諸問題を一通り経験し、諸問題の処理のための基礎的知識を学習する。その際、依頼者の意向に沿った交渉戦略や起案のスタンスを保つことに留意する。
涉外法務 ワークショップ・プログラム		典型的な国際契約の一つであるライセンス契約の案件で実際に起こりうる紛争を想定して、模擬仲裁手続を行う。これにより、国際取引に伴う紛争解決に共通する諸問題においての一般的な対応方法と個別的な対応方法のあり方を実践的に学習する。

*印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

VOICE

涉外法務WP



松田 惟
まつだ ゆい
2012年 中央大学
法学部卒業
法学既修者コース

今まで知らなかった新しい弁護士業務の
魅力を発見できる授業です。

涉外法務という具体的なイメージがつかない人も多いのではないのでしょうか。この涉外法務BP・WPでは、各分野の専門家による講義を受けることができ、実際にどんな仕事をするのかを具体的に知ることができます。第一線で活躍する実務家の先生方による講義は毎回新鮮でとても刺激的。また各分野の基礎を学ぶ講義では、私たちが普段勉強する民法や会社法等の法律知識をもとに考えられるように指導

して頂けるので、勉強したことのない分野でも普段の勉強から離れることなく学習を進めることができます。そして事務所訪問等の機会も充実しています。私はこの授業を受講して法廷に関わる業務のほかにも、本当にいろいろな仕事があることを知りました。今は前より涉外法務への興味が強くなり、それが普段の勉強のモチベーションにもなっています。これから受講される皆さんも、きっと今まで知らなかった新しい弁護士業務の魅力を発見できるのではないかと思います。

特許・著作権侵害訴訟、エンタテインメント法分野の
契約実務に関する最先端の実例演習を通して、
知的財産法務に必要とされる応用力を養成します。

知的財産法務ワークショップ・プログラムとして、知的財産権訴訟法（大野聖二講師、奥邨弘司教授、小泉直樹教授、篠原勝美教授）、エンタテインメント法（小泉直樹教授、内藤篤講師）の二つのプログラムを展開しています。

知的財産権訴訟法ワークショップ・プログラムにおいては、毎回、具体的な事例を素材とし、原告側、被告側とにわかれ、それぞれが30分程度の主張を行った後、全員で議論します。学生は、知的財産法の概説講義である「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」で学んだ基礎的知識を定着することが可能となるとともに、事例へのあてはめを通じて、概説講義においてはともしれば所与の前提として

学びがちな「通説」「判例」に対する批判的視点も獲得することができます。

エンタテインメント法ベーシック・プログラムおよびワークショップ・プログラムにおいては、まず、映画、テレビ、ゲーム等のエンタテインメント各分野における典型的な契約条項について学んだのち、具体的な事例をもとに、契約の模擬交渉を行い、初歩的な相談事例への回答方法を学習します。本講義の特色は、本分野の第一人者である講師が、年間を通じ、一貫した視点でエンタテインメント法を論ずる、という点にあります。よくありがちな、雛形契約の平板な解説に終わるのではなく、なぜそのような条項が必要とされるのか、実務

上の必要に基づく契約条項に対して裁判所が安易に介入することがいかに混乱を招くか、といった批判的視点は、真に「アカデミック」なものと評することができます。

知的財産法という、いまだ体系が充分に確立されていない法分野においては、その素養を身に付けるためには、どうしてもOJT(on the jobtraining)に頼らざるを得ない側面が残っています。この授業では、実務家と相対して学ぶことができます。言うなれば、OJTの先取りです。また、講義によって修得した法律知識を実務へと昇華させるまでのワンステップとしての役割も持っています。

(小泉 直樹)

2013年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
知的財産法務 ワークショップ・プログラム	大野聖二* 奥邨弘司 小泉直樹 篠原勝美	事例演習形式で行う。事例の選択に当たっては、特許法・著作権法の近時の実務上の問題点を取り入れる。事例分析を中心に行うのは、到達目標が答えを出すことや、単なる知識の取得ではなく、知的財産法における事案分析力・事案解決力・表現力・ディスカッション力の修得を目的とする為である。
知的財産法務 ベーシック・プログラム (エンタテインメント法)	小泉直樹 内藤篤*	映画、レコード、ゲーム等エンタテインメント分野において生ずる契約法および著作権上の諸問題について、基礎的知識と思考方法を修得する。授業は講義形式および事例演習形式で行う。
知的財産法務 ワークショップ・プログラム (エンタテインメント法)		同一担当者によるベーシック・プログラムの履修を前提として、契約書案の作成、模擬交渉などを行う。

*印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

「フォーラム型ワークショップ・プログラム」においては、
「国際性・学際性・先端性」の理念に基づき、
多彩な分野で活躍する法曹の養成をめざします。

2013 年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
起業（インキュベーション）と法 ワークショップ・プログラム	草野耕一	我が国経済の発展を妨げている要因の一つに「起業の難しさ」が挙げられる。その原因はさまざまであろうが、起業家の良き「カウンセラー」たり得る法律家の絶対数が不足していることも原因の一つであろう。このような現状を踏まえて、本科目は、起業を支援し、以て経済社会の負担に応え得る法律家を育成することを目的とするものである。
企業内リーガルセクション ワークショップ・プログラム	奥邨弘司	企業における法務部門の活動を、実務的かつ体系的に学ぶことを目的とする。特に、各種法務課題への対処に当たって、法務部門が、単なる助言者にとどまらず、社内外のリソースを活用し、また社内関係者間の調整を進めて、最終的な意思決定につなげる役割を担っている点に注目して理解を深めたい。
倒産法 ワークショップ・プログラム	岡仲浩 中島弘雅 三上成彦	倒産法のうち清算型倒産手続における破産手続と再建型倒産手続における民事再生手続を取り上げ、申立代理人や破産管財人、監督委員の職務等を実務上・判例上問題となったケースを元に学習する。ゲストスピーカーによる講演を実施し、倒産法分野ですでに学習した理論をもとに実務の運用を理解し、理論と実務の架橋を目的とする。
消費者法 ワークショップ・プログラム	村千鶴子*	消費者法の基本的な知識と解釈を踏まえて、具体的な消費者被害の解決の際にはどのように事件処理をすすめるか、事例や資料などを利用しながら取り組み方を身につけることを目的とする。
現代取引法 ワークショップ・プログラム	金山直樹 井口直樹* 萩澤達彦*	実体法理論的視点、訴訟法理論的視点、そして実務的視点を交えながら、仲裁法を学修する。受講生は、積極的に議論に参加することにより、仲裁の紛争解決制度としてのイメージを具体的につかむことが期待される。
労働法 ワークショップ・プログラム	浅井隆 森戸英幸	労働法分野の履修における理論と実務の架橋を図ることを目的とし、特に、労働紛争の予防と解決に重点を置く。本授業により、取り扱われる各事項についての実践的な知識を習得するとともに、そこで生ずる法的問題点やその対応策について把握する。
経済法 ベーシック・プログラム	石岡克俊 菅原貴与志 福井琢 渡邊新矢*	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。
経済法 ワークショップ・プログラム	石岡克俊 江口公典 菅原貴与志 福井琢 渡邊新矢*	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導く。応用的な論点について高度な問題解決能力の段階に到達すること、さらには問題発見（設定）能力の段階に達することを目標とする。
環境法務 ベーシック・プログラム	滝口直樹* 六車明	環境法政策上の課題は、深刻な被害の防止、補償に始まり、廃棄物や地球温暖化等の社会経済活動全体に関わる課題への対応、福島原発事故後の放射性物質汚染対策へと進展してきた。本授業では、環境法整備の担当者からの説明を含めた講義、質疑応答を通じ、環境法の概要、背景、進展等について理解を深めることを目指す。
環境法務 ワークショップ・プログラム	六車明	私たちが生きてゆく上で対応をせまられるさまざまなリスクがある。そのなかで、とくに環境リスクに関わる法律、政令、省令及び条例などを正確に理解する能力をつけるための学習を大切にしている。リスクに係わる紛争に直面したときに、この能力は、紛争の本質を的確にとらえて対応するために必要であると考えている。
国際刑事法 ワークショップ・プログラム	Osten, Philipp* 安藤泰子* 後藤啓介*	刑事法の国際化に対応できる法曹として必要な知見を獲得するため、国際刑法の理論と実務について、幅広い検討を行い、刑事実体法、刑事手続法および裁判制度を含む刑事法からのアプローチを行う。本年度は、とりわけ国際犯罪と国際刑事裁判所（規程）に焦点を当てる予定である。
国際プロジェクト関連法 ワークショップ・プログラム	金山直樹 井口直樹*	国際的な資源・インフラ等のプロジェクトに関わる資源開発、ファイナンス、建設等の分野の契約実務と紛争解決実務を対象とする日本初かつ唯一の講義である。
EU法務 ベーシック・プログラム (YKK 寄附講座)	東史彦* 市川芳治* 庄司克宏	日系企業等がEU域内市場で事業を展開する場合に直面する法律問題に的確に対応して助言できる人材を養成するための基礎コースである。EU域内市場でどのような法律問題が生じ、それにいかに対応すべきかについて実践的な基本知識を修得する。
EU法務 ワークショップ・プログラム (YKK 寄附講座)	東史彦* 庄司克宏 山岸和彦* 山田弘*	日系企業等がEU域内市場で事業を展開する場合に直面する最大の法実務的課題はEU競争法への対応であるため、EU競争法を中心とした判例研究および事例演習を行うことにより、EU法実務上の応用力を身につける。特に事例演習を通じて、手続規定・実体規定の両面から日EU間における競争法の違いを検証する。
開発法学 ワークショップ・プログラム	松尾弘	法整備の支援機関・対象地域・支援方法の各ディメンションに照らして法整備支援の実践例を取り上げ、その実情を分析する。これにより、個々具体的な法整備支援プロジェクト等の経緯・現状・成果・問題点等を抽出し、分析を加え、改善のための具体的方策または方向性を探求する。

*印は非常勤講師です。 *印は慶應義塾大学の専任教員です。 ※人権法務WP、国際法WPは2013年度休講です。
シラバス(講義要綱)の詳細は<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

VOICE 知的財産法務WP



“試行錯誤”という最適のメソッドで
実務の諸問題に対処する力を養えます。

知的財産法務WPでは、実際の訴訟事例や実務的観点に即した課題について先生との質疑と対話を重ねることで、実務で必要となる応用力・対応力を深めていくことができます。しかも、率いるのは特許・エンタメ分野でそれぞれ最高の評価を受けている弁護士の先生方です。

WPで行うことは、特許クレーム解釈、双方当事者の立場に立った模擬交渉、契約書案に補充すべきことを考える、など普段の授業では

三村 拓真
みむら たくま
2010年 慶應義塾大学
経済学部卒業
法学未修者コース

決して扱われないもの。授業や基本書だけで習得したつもりになっていた自分の知識の不確かさに気付かされます。しかし、まさに習うより慣れろで、実務の諸問題に対処する力を養うにはそうした試行錯誤こそが最適のメソッドのはず。知財分野は技術発展や業界変遷に合わせ特に変動の激しい分野なので、未知の問題は常につきものです。同級生とのブレインストーミングや先生への質疑の経験は、弁護士として知財に関わるようになった時、必ずや役立つことでしょう。

VOICE 労働法WP



実務に出るのが楽しみになる、
充実した授業です。

労働法WPでは、労働法Ⅰ～Ⅲ等それまでの授業で身につけたことを総動員して、労働紛争の処理手続や、クライアントの要求に弁護士としてどう対応するかなどを学びます。

講義では事例問題を通して、紛争の発生自体を回避するために行うべき交渉や人事管理等を考えますが、単に問題を解くのととは異なる独特の面白さがあります。先生方の豊富な体験談を交えながらの解説に加え、ゲストスピー

カーの招聘、審問手続の見学や模擬調停RPGなど、講義以外の内容も盛りだくさんなので、実務の具体的なイメージが掴み易く、常に興味を持って取り組むことができました。

私はもともと労働法分野に興味があったわけではないのですが、最先端の研究や実務を担う先生方のご指導の下で労働法を学ぶうちに、将来は是非ともこの分野で活躍したいと考えているようになりました。労働法WPもそのうちの一つで、実務に出るのが楽しみになる充実した授業だと思います。

合田 千紘
ごうだ ちひろ
2011年 中央大学
法学部卒業
法学既修者コース

専任教員紹介

最高水準の法科大学院を目指して。

法研究・法実務の第一線で活躍する

優れた教授陣が三田キャンパスに集結。

慶應義塾ならではの、質の高い、

きめ細やかな教育を実践します。



【教 授】
浅井 隆 あさい たかし
1983年慶應義塾大学法学部卒業。1990年弁護士登録。現在、第一美容法律事務所パートナー兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
民法総合Ⅱ、労働法実務、労働法WP、エクスターンシップ



【教 授】
栗田 知穂 あわた ともほ
1995年東京大学法学部卒業。1997年検事任官。東京、浦和、福岡、横浜、佐賀、千葉、各地検検事、司法研修所教官を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授、司法試験審査委員(2011年～2013年)。
担当科目
刑事訴訟法総合、刑事法総合Ⅰ・Ⅱ、刑事実務基礎



【教 授】
池田 真朗 いけだ まさお
1973年慶應義塾大学経済学部卒業。1975年同大学院法学研究科修士課程修了。1978年同博士課程単位取得退学。1993年博士(法学)(慶應義塾大学)。慶應義塾大学法学部専任講師、同助教授、同教授を経て現在、同教授兼法科大学院教授。国家公務員採用総合職試験専門委員。司法試験審査委員(民法、1996年～2004年)。新司法試験審査委員(民法主査、2004年～2006年)。日本学術会議会員(2006年～)。
担当科目
民法総合Ⅰ、金融法、金融法務WP、テマ研究、リサーチペーパー



【教 授】
池袋 真実 いけぶくろ まみ
1986年東京大学法学部卒業。1988年弁護士登録。現在、長島・大野・常松法律事務所パートナー兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
企業金融法、金融法務BP・WP



【准教授】
石岡 克俊 いせおか かつとし
1993年慶應義塾大学法学部卒業。1995年同大学院法学研究科修士課程修了。1998年同博士課程単位取得退学。同産業研究所助手、同助教授を経て現在、同法科大学院准教授。
担当科目
経済法基礎、経済法総合、経済法BP・WP、リサーチペーパー



【教 授】
磯部 哲 いそべ てつ
1995年慶應義塾大学法学部卒業。1997年一橋大学大学院法学研究科修士課程修了。2000年同博士課程修了。博士(法学)。関東学園大学法学部専任講師、同助教授、獨協大学法学部助教授、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
行政法、行政法Ⅱ、公法総合Ⅱ、テマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
伊東 研祐 いとう けんすけ
1976年東京大学法学部卒業。金沢大学法学部助教授、名古屋大学大学院法学研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。司法試験審査委員(刑法、1995年～2004年)。
担当科目
刑法Ⅱ、刑法総合、経済刑法、テマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
江口 公典 えぐち きみのり
1976年九州大学法学部卒業。1978年同大学院法学研究科修士課程修了。1980年同博士課程中途退学。岡山大学法学部助教授、同教授、上智大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
ドイツ法Ⅰ、企業法務BP・WP、経済法WP



【教 授】
岡 伸浩 おかの のぶひろ
1986年慶應義塾大学法学部卒業。1993年弁護士登録。梶谷総合法律事務所勤務。2000年筑波大学大学院経営・政策科学研究科修士課程修了。2006年同大学院ビジネス科学研究科博士課程単位修得退学(社会人大学院)。筑波大学法科大学院教授等を経て、現在、竹川・岡・吉野法律事務所代表パートナー、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
商法総合Ⅰ・Ⅱ、民事法総合Ⅱ、法曹倫理、民事執行・保全法実務、倒産法WP



【教 授】
岡野谷 知広 おかのや ともしろ
1980年慶應義塾大学法学部卒業。1986年弁護士登録。現在、河村法律事務所所属兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
商法総合Ⅰ・Ⅱ、民事法総合Ⅱ、エクスターンシップ



【教 授】
奥邨 弘司 おくむら こうじ
1991年京都大学法学部卒業。1998年ハーバード大学ロースクール修士課程修了(LL.M.)。1999年Attorney(米国ニューヨーク州)資格取得。電機メーカー法務部門勤務、神奈川大学経営学部助教授、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。1998年～1999年ハーバード大学ロースクール東アジア法研究所客員研究員。
担当科目
知的財産法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法総合、知的財産法務WP、企業内リーガルセクションWP、リサーチペーパー、エクスターンシップ



【教 授】
春日 偉知郎 かすが いちろう
1977年一橋大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。1992年博士(法学)(一橋大学)。獨協大学法学部助教授、筑波大学社会科学系助教授、同大学院ビジネス科学研究科教授等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。司法試験審査委員(民事訴訟法、1995年～2004年)。
担当科目
民事手続法Ⅰ、民事手続法総合、国際民事訴訟法、リサーチペーパー



【教 授】
春日 通良 かすが みちよし
1972年東京大学法学部卒業。1975年裁判官任官。金沢地方家庭裁判所判事、千葉地方裁判所判事、東京地方裁判所判事、最高裁判所調査官、東京高等裁判所判事、東京地方裁判所総括判事、国税不服裁判所長(東京高等検察庁検事)、松山地方裁判所長、岡山地方裁判所長、東京高等裁判所民事部総括判事を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
民事法総合Ⅰ・Ⅱ、要件事実論、民事実務基礎、司法制度論、リサーチペーパー



【教 授】
片山 直也 かたやま なおや
1983年慶應義塾大学法学部卒業。1985年同大学院法学研究科修士課程修了。1988年同博士課程単位取得退学。2012年博士(法学)(慶應義塾大学)。慶應義塾大学法学部専任講師、同助教授、同教授を経て現在、同法科大学院教授。1999年～2001年ツールーズ第1大学(フランス)招聘研究員。公認会計士試験委員(2006年～2009年)。
担当科目
民法V、民法総合Ⅰ・Ⅱ、基礎演習(民法)、リサーチペーパー



【教 授】
金山 直樹 かなやま なおき
1977年同志社大学法学部卒業。1981年同大学院法学研究科博士前期課程修了。1982年ノックス・カレッジ卒業(BA)。1984年京都大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。1987年パリ第1大学博士課程DEA droit privé。1996年(博士、京都大学)。姫路獨協大学法学部教授。法政大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
Japan-US Comparative Contract Law(日米比較契約法)、フランス法(私法)Ⅱ、大陸法特別講義Ⅰ(大陸法財団寄附講座)、現代取引法WP、国際プロジェクト関連法WP、リサーチペーパー



【教 授】
鹿野 菜穂子 かの なおこ
1983年九州大学法学部卒業。1985年同大学院法学研究科修士課程修了。1988年同博士後期課程単位取得退学。東京商船大学助教授、神奈川大学法学部助教授、立命館大学法学部教授等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。



【教 授】
菅 弘一 かん こういち
1987年慶應義塾大学法学部卒業。1994年検事任官。東京、名古屋、富山、津、各地検検事等を経て、2007年弁護士登録。現在、リソルテ総合法律事務所所属兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
刑事実務基礎、エクスターンシップ



【教 授】
北居 功 きたい いさお
1986年慶應義塾大学法学部卒業。1988年同大学院法学研究科修士課程修了。1991年同博士課程単位取得退学。慶應義塾大学法学部専任講師、同助教授、同教授を経て現在、同法科大学院教授。
担当科目
民法Ⅳ、民法総合Ⅰ・Ⅱ、基礎演習(民法)、ドイツ法Ⅰ、最新判例研究Ⅰ・Ⅱ(ウェストロー・ジャパン寄附講座)、テマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
草野 耕一 くさの こういち
1978年東京大学法学部卒業。1980年弁護士登録。1986年ハーバード大学ロー・スクール卒業(LL.M.)、米国ニューヨーク州弁護士資格取得。現在、西村あさひ法律事務所代表パートナー兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
金融法務BP・WP、起業(インキュベーション)と法WP



【准教授】
小池 信太郎 こいけ しんたろう
1999年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2001年司法修習修了。2004年慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。同法科大学院助手、同専任講師を経て現在、同准教授。2009～2011年ドイツ・ケルン大学客員研究員。
担当科目
刑法Ⅰ・Ⅱ、ドイツ法Ⅱ、テマ演習、テマ研究、リサーチペーパー



【教 授】
小泉 直樹 こいずみ なおき
1986年東京大学法学部卒業。神戸大学法学部助教授、同教授、上智大学法学部教授等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授兼 TMI 総合法律事務所客員弁護士。
担当科目
知的財産法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、知的財産法総合、知的財産法務BP・WP、テマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
駒村 圭吾 こまむら けいご
1984年慶應義塾大学法学部卒業。1986年同大学院法学研究科修士課程修了。1989年同博士課程単位取得退学。2000年博士(法学)(慶應義塾大学)。白鴎大学法学部助教授、同教授、慶應義塾大学法学部助教授等を経て現在、同教授兼法科大学院教授。2008年～2009年プリンストン大学研究員。2009年～2010年ハーバード大学研究員。
担当科目
憲法総合、公法総合Ⅰ、テマ演習、リサーチペーパー



【准教授】
笹倉 宏紀 ささくら ひろき
1999年東京大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科助手、同講師、千葉大学経済学部助教授、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院准教授。2007年～2009年ハーバード大学ロースクール客員研究員。
担当科目
刑事訴訟法、テマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
佐藤 英明 さとう ひであき
1985年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、神戸大学法学部助教授、同教授、同大学院法学研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。1991年～1993年ハーバード大学ロースクール客員研究員。
担当科目
租税法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、租税法総合Ⅰ・Ⅱ、テマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
澤田 和也 さわだ かずや
1983年慶應義塾大学法学部卒業。1992年弁護士登録。松尾総合法律事務所勤務等を経て現在、馬場・澤田法律事務所所属兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
商法総合Ⅰ・Ⅱ、企業法務BP・WP



【教 授】
篠原 勝美 しのはら かつみ
1966年東京大学法学部卒業。1970年裁判官任官、最高裁判所調査官、東京地方裁判所判事総括、横浜地方裁判所判事総括、函館地方・家庭裁判所長、東京高等裁判所判事総括、知的財産高等裁判所長、福岡高等裁判所長官等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院客員教授。
担当科目
民事法総合Ⅰ、要件事実論、民事実務基礎、知的財産法Ⅰ、知的財産法務WP、テマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
島田 真琴 しまだ まこと
1979年慶應義塾大学法学部卒業。1981年弁護士登録。1986年ロンドン大学ユニバーシティカレッジ法学部大学院修士課程修了(LL.M.)。ノートン・ローズ法律事務所勤務、長島大野法律事務所勤務等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授、弁護士(一橋総合法律事務所所属)。新司法試験審査委員(2005年～2007年)。
担当科目
民法総合Ⅱ、民事法総合Ⅰ、民事実務基礎、民事執行・保全法実務、イギリス法、涉外法務BP・WP、テマ演習、エクスターンシップ



【教 授】
庄司 克宏 しょうじ かつひろ
1980年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。1983年同政治学科卒業。85年同大学院法学研究科修士課程修了。1990年同博士課程単位取得退学。二松学舎大学専任講師、同助教授、横浜国立大学大学院助教授、同教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授(Jean Monnet Chair)。1996～1997年ケンブリッジ大学客員研究員。2001年欧州大学院大学客員研究員。
担当科目
EU法、EU法務BP・WP(YKK寄附講座)、テマ研究、リサーチペーパー



【教 授】
菅原 貴与志 すがわら たかよし
1979年慶應義塾大学法学部卒業。1981年同経済学部卒業。全日本空輸株式会社(ANA)法務部勤務等を経て、弁護士登録。現在、小林総合法律事務所所属兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
商法総合Ⅰ・Ⅱ、企業法務BP・WP、経済法BP・WP

BP = ベーシック・プログラム
WP = ワークショップ・プログラム
担当科目は2013年度の担当科目です。

専任教員紹介



【教 授】
鈴木 左斗志 すずき さとし
1987年東京大学法学部卒業。1992年同大学院法学政治学研究科修士課程修了。1994年同博士課程退学。金沢大学法学部助教授、学習院大学法学部助教授、同教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
刑法総合、リサーチペーパー



【教 授】
高田 晴仁 たかだ はるひと
1988年早稲田大学法学部卒業。1992年同大学院法学研究科修士課程修了。1995年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。1995年慶應義塾大学法学部専任講師、同助教授、同教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。2005年～2007年ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員。
担当科目
商法Ⅲ、商法総合Ⅰ・Ⅱ、企業法務BP・WP、リサーチペーパー



【教 授】
田中 郁乃 たなか いくの
1992年慶應義塾大学法学部卒業。1995年弁護士登録。2000年ワシントン大学ロー・スクール修士課程修了(LL.M.)。現在、長島・大野・常松法律事務所勤務兼慶應義塾大学法科大学院准教授を経て現在、同教授。
担当科目
企業法務BP・WP、テーマ演習、エクスタンシッ



【教 授】
田中 豊 たなか ゆたか
1973年東京大学法学部卒業。1977年ハーバード大学ロー・スクール修士課程修了(LL.M.)。1975年裁判官任官。東京地方裁判所判事、司法研修所教官(民事裁判担当)、最高裁判所調査官(民事事件担当)等を経て1996年弁護士登録。現在、大江忠・田中豊法律事務所勤務兼慶應義塾大学法科大学院教授。司法試験審査委員(民事訴訟法。1988年～1989年／民法。1990年)。新司法試験審査委員(2007年)。
担当科目
要件事実論、要件事実論総合Ⅰ・Ⅱ、法文書作成(基礎)



【教 授】
中島 弘雅 なかじま ひろまさ
1976年東北大学法学部卒業。1979年同大学院法学研究科博士(前期)課程修了。小樽商科大学商学部助教授、島根大学法学部助教授、筑波大学社会科学系助教授、東京都立大学法学部教授等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授、司法試験審査委員(破産法。1999年／民事訴訟法。2000年～2005年)。
担当科目
民事手続法Ⅱ、民事手続法総合、倒産法Ⅱ、倒産法総合、倒産法WP、リサーチペーパー



【教 授】
中村 晶子 なかむら あきこ
1980年慶應義塾大学法学部卒業。1985年弁護士登録。司法研修所民事弁護教官等を経て現在、仙石山法律事務所パートナー兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
民法総合Ⅱ、民事法総合Ⅰ・Ⅱ、法曹倫理



【准教授】
西 希代子 にし きよこ
1999年東京大学法学部卒業。2001年同大学院法学政治学研究科修士課程修了。2004年同博士課程単位取得退学。2005年博士(法学)(東京大学)。上智大学法学部専任講師、同准教授(法科大学院兼任)を経て現在、慶應義塾大学法科大学院准教授。
担当科目
民法Ⅵ、家族法総合Ⅰ、テーマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
野辺 博 のべ ひろし
1977年慶應義塾大学法学部卒業。1985年弁護士登録。司法研修所民事弁護士席教官等を経て現在、野辺法律事務所代表弁護士兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
民法総合Ⅱ、民事法総合Ⅰ、法曹倫理、エクスタンシッ



【教 授】
芳賀 雅顕 はが まさあき
1989年明治大学法学部卒業。1992年早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了。1995年慶應義塾大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。ドイツ連邦共和国・レーゲンスブルク大学留学(ドイツ学術交流会・フンボルト財団)明治大学法学部専任助教授、同准教授(法科大学院兼任)、同教授等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
民事手続法Ⅰ、民事手続法総合、基礎演習(民事手続法)、国際民事訴訟法、リサーチペーパー



【教 授】
橋本 博之 はしもと ひろゆき
1984年東京大学法学部卒業。東京大学助手、立教大学法学部専任講師、同助教授、同大学院法務研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授、国家公務員採用総合試験験専門委員。
担当科目
行政法、行政法Ⅱ、公法総合Ⅱ、テーマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
初澤 由紀子 はつざわ ゆきこ
1995年慶應義塾大学法学部卒業。1997年同大学院法学研究科修士課程修了。1999年検事任官。東京・千葉・水戸さいたま、各地検検庁、法務省法廷官庁司法制度部、日本司法支援センター(法テラス)本部等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授(法務省派遣)。
担当科目
刑事法総合Ⅰ・Ⅱ、刑事実務基礎



【教 授】
原田 國男 はらだ くにお
1967年東京大学法学部卒業。1969年東京地方裁判所判事補として任官。東京、福岡、名古屋の各地方裁判所等で刑事裁判官として勤務。法務省刑事局付検事、最高裁判所調査官、水戸地方裁判所所長等を経て2010年東京高等裁判所部総括判事にて定年退官。現在、慶應義塾大学法科大学院客員教授(専任)、由辺総合法律事務所パートナー弁護士。2007年博士(法学)(慶應義塾大学)。最高検察庁参与。
担当科目
刑事訴訟法総合、刑事法総合Ⅰ・Ⅱ、刑事実務基礎、テーマ演習、テーマ研究、リサーチペーパー



【教 授】
平野 裕之 ひらの ひろゆき
1981年司法試験合格。1982年明治大学法学部卒業。1984年同大学院法学研究科博士前期課程修了。明治大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授、不動産鑑定士試験委員(1999年～2001年)、国家公務員採用試験Ⅰ種試験委員[多肢式及び論文式](2001年～2006年)、司法試験(2次)委員(2004年～2007年)、新司法試験審査委員(2006年～2007年)。
担当科目
民法Ⅲ、民法総合Ⅰ・Ⅱ、リサーチペーパー



【教 授】
福井 琢 ふくい たく
1985年慶應義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。現在、柏木総合法律事務所代表弁護士兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
商法総合Ⅰ、民事法総合Ⅰ・Ⅱ、企業法務BP・WP、経済法BP・WP



【教 授】
古川 俊治 ふるかわ としはる
1987年慶應義塾大学医学部卒業。1993年同文学部卒業。1996年同法学部卒業。1994年博士(医学)(慶應義塾大学)。1999年弁護士登録。2005年オックスフォード大学ビジネス・スクール修士課程修了(M.B.A.)。慶應義塾大学医学部外科専修医、同専任助手、慶應義塾大学法科大学院助教授を経て現在、同教授兼医学部外科教授(兼任)兼弁護士(TMⅠ総合法律事務所)。
担当科目
医事法Ⅰ・Ⅱ、リサーチペーパー



【教 授】
本郷 亮 ほんごう あきら
1974年慶應義塾大学法学部卒業。1988年弁護士登録。司法研修所刑事弁護士席教官を経て現在、本郷総合法律事務所代表兼慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
刑事実務基礎



【教 授】
McAlinn, Gerald マクリン, ジェラルド
1975年テンプル大学社会学部卒業(B.A.)。1979年ペンシルバニア大学ロー・スクール修了(J.D.)。1980年ケンブリッジ大学トリニティカレッジ大学院修士課程修了(LL.M.)。1979年ペンシルバニア州弁護士登録。1983年カリフォルニア州弁護士登録。日本モトローラ株式会社法務部、青山学院大学法学部教授等を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
Introduction to American Law, Comparative Constitutional Law, Corporate Governance & Risk Management, Multinational Corporations & Law, International Business Transactions, International Commercial Arbitration, テーマ演習、テーマ研究、リサーチペーパー



【教 授】
増田 晋 ますだ しんすむ
1980年東京大学法学部卒業。1986年ワシントン州立大学ロー・スクール修士課程修了(LL.M.)。1982年日本・1987年カリフォルニア州で弁護士登録。現在、森・濱田松本法律事務所パートナー兼慶應義塾大学法科大学院教授。新司法試験審査委員(国際関係法(私法系)2004年～2007年)。
担当科目
国際関係法(私法系)総合Ⅰ・Ⅱ、涉外法務BP・WP、テーマ演習、テーマ研究



【教 授】
松尾 弘 まつお ひろし
1985年慶應義塾大学法学部卒業。1987年同大学院法学研究科修士課程修了。1990年一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。横浜市立大学・商学部助教授、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。公認会計士試験委員(2010年～2012年)。
担当科目
民法Ⅰ、民法総合Ⅰ・Ⅱ、開発法学(法整備支援論)、開発法学WP、テーマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
三上 威彦 みかみ たけひこ
1975年慶應義塾大学法学部卒業。1978年同大学院法学研究科修士課程修了。1981年同博士課程単位取得退学。1983年法学博士(慶應義塾大学)。2009年名誉法学博士(ザールラント大学・ドイツ)。大月市立大学短期大学経済科専任講師、横浜市立大学商学部助教授、同教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。1990年～1991年フラインク大学(ドイツ)客員研究員。
担当科目
民事手続法Ⅱ、民事手続法総合、司法制度論、倒産法Ⅰ、倒産法WP、リサーチペーパー



【教 授】
三木 浩一 みき こういち
1980年慶應義塾大学法学部卒業。1984年同大学院法学研究科修士課程修了。1986年弁護士登録。慶應義塾大学法学部専任講師、同助教授、同教授等を経て現在、同教授兼法科大学院教授。司法試験審査委員(民事訴訟法。2005年～2006年)。新司法試験審査委員(2007年)。
担当科目
民事手続法総合、裁判外紛争解決、エクスタンシッ、リサーチペーパー



【教 授】
森戸 英幸 もりと ひでゆき
1988年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、同専任講師、成蹊大学法学部専任講師、同助教授、同教授、同大学法科大学院教授、上智大学法学部教授(法科大学院教授兼任)を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。1995年～1996年コロンビア大学ロースクール客員研究員。1996年～1997年ハーバード大学ロースクール客員研究員。新司法試験審査委員(労働法。2009年～2011年)。
担当科目
労働法Ⅰ・Ⅱ、労働法WP、テーマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
矢嶋 雅子 やじま まさこ
1992年慶應義塾大学法学部卒業。1994年弁護士登録。2000年コロンビア大学ロー・スクール修士課程修了(LL.M.)。2001年ニューヨーク州弁護士登録。現在、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士兼慶應義塾大学法科大学院教授。



【教 授】
安富 潔 やすとみ きよし
1974年慶應義塾大学法学部卒業。1976年同大学院法学研究科修士課程修了。1979年同博士課程単位取得退学。1990年法学博士(慶應義塾大学)。1993年弁護士登録。慶應義塾大学法学部助手、同専任講師、同助教授、同教授を経て現在、同法科大学院教授。
担当科目
刑事訴訟法総合、刑事法総合Ⅰ、司法制度論、経済刑法、テーマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
山手 正史 やまて まさし
1981年大阪市立大学法学部卒業。1983年同大学院法学研究科前期博士課程修了。1987年同後期博士課程単位取得退学。東北学院大学法学部助教授、立命館大学法学部助教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
商法Ⅰ・Ⅱ、国際商取引法、テーマ演習、リサーチペーパー



【准教授】
山本 龍彦 やまもと たつひこ
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2001年同大学院法学研究科修士課程修了。2005年同大学院法学研究科博士課程単位取得退学。2007年博士(法学)(慶應義塾大学)。桐蔭横浜大学法学部専任講師、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院准教授。
担当科目
憲法Ⅰ・Ⅱ、憲法総合、公法総合Ⅰ、テーマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
山元 一 やまもと はじめ
1984年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。1987年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。1992年同博士課程修了。博士(法学)。新潟大学法学部助教授、同教授、東北大学大学院法学研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
憲法Ⅰ、憲法総合、公法総合Ⅰ、テーマ演習、リサーチペーパー



【教 授】
六車 明 ろくしゃ あきら
1975年慶應義塾大学法学部卒業。1978年裁判官任官。東京地方裁判所判事、法務省刑事局付検事、東京高等裁判所判事、公害等調整委員会事務局審査官、慶應義塾大学法学部教授等を経て現在、同法科大学院教授。
担当科目
環境法Ⅰ・Ⅱ、環境法務BP・WP、テーマ演習、テーマ研究、リサーチペーパー、エクスタンシッ



【教 授】
渡井 理佳子 わたい りかこ
1989年慶應義塾大学法学部卒業。1991年同大学院法学研究科修士課程修了。1993年ハーバード大学ロー・スクール修了(LL.M.)。1995年慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程単位取得退学。2008年筑波大学大学院ビジネス科学研究科博士課程修了。博士(法学)(筑波大学)。1994年ニューヨーク州弁護士。防衛大学校人文社会科学群公共政策学助教授、日本大学大学院法学研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。



【教 授】
和田 俊憲 わだ としのり
1988年東京大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科助手、北海道大学大学院法学研究科・法学部助教授を経て現在、慶應義塾大学法科大学院教授。
担当科目
刑法総合、経済刑法、テーマ演習、リサーチペーパー

BP = ベーシック・プログラム
WP = ワークショップ・プログラム
担当科目は2013年度の担当科目です。

修了生紹介

法曹を目指す強い意思と情熱で突破した司法試験。 合格を考えた慶應のカリキュラムと環境が力になる。

2012年度の司法試験にみごと合格し、
司法修習生となった5人の先輩に、試験の感想や慶應ロースクールの魅力、
後輩へのアドバイスなどを語り合ってもらいました。



蜂須 明日香
はちす あすか
最高裁判所司法研修所
第66期司法修習生
2010年
慶應義塾大学法学部
法律学科卒業
2012年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学既修者コース



中村 剛
なかむら たけし
最高裁判所司法研修所
第66期司法修習生
2003年
立教大学法学部卒業
2012年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学既修者コース



生島 慎太郎
おじま しんたろう
最高裁判所司法研修所
第66期司法修習生
2007年
慶應義塾大学法学部
法律学科卒業
2012年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学既修者コース



田中 梨奈
たなか りな
最高裁判所司法研修所
第66期司法修習生
2009年
慶應義塾大学法学部
法律学科退学（飛び級）
2012年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学未修者コース



佐々木 裕介
ささき ゆうすけ
最高裁判所司法研修所
第66期司法修習生
2008年
State University of New York
at Buffalo
政治学科卒業
2012年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学未修者コース

法曹の仕事に、 意義とやりがいを感じた

—— はじめに、皆さんが法曹を目指した経緯
や動機をお聞かせください。

蜂須 父が弁護士をしており、法曹に漠然とした憧れがありました。実際に法学部に進み、三田法曹会の先生の授業を受けたり、先生の事務所に訪問させて頂いたことで、弁護士への具体的な興味が深まりました。

中村 法学部に進みましたが、在学中は特に法曹になろうとは思いませんでした。普通に就職をしました。3年も仕事を経験すると、後はこなしえていくだけになるような気がしたのです。人として成長し続けるために何かにチャレンジしようと考え、法学部出身ということもあり、法曹を目指すことに決めました。

生島 大学卒業後、証券会社に就職しましたが、その翌年にリーマン・ショックが起こって会社は大きなダメージを蒙りました。そのため、会社において自分のやりたいことができない膠着状態となり、新しい道を切り拓こうと考えたのです。そして見出したのが、日本で弁護士になるという道です。会社での業務を通じ、一つの軸を持って社会に貢献できる力をもちたい、と強く感じたのがきっかけです。

田中 私は、学部時代から犯罪被害者の支援に関心がありました。そして、公益の代表者でありながら真実の発見というアプローチから支援できる検察官に惹かれるようになったのです。また、幼い頃から生涯仕事をしたいと考えてきたので、資格を取得することも魅力的でした。

佐々木 南北問題など国際問題に関心があり、国際機関で働きたいと思ってアメリカの大学に進み政治学を専攻しました。卒業に際し進路を考えた時、国際経済法の勉強を継続したいと考えました。また、法律を基礎から学んで法曹資格を取得できれば進路の可能性も広がると思い、ロースクールに進むことに決めました。

慶應の良さは、優秀な先生や学生に 恵まれているところ

—— 数あるロースクールの中から慶應を選んだのはどういった理由からでしたか？ また、実際に学んでみて、いかがでしたか？

佐々木 慶應は選択科目が豊富だったことが魅力でしたし、実際に国際経済法も学べました。また、三田法曹会の存在も有名で、魅力を感じましたね。三田法曹会の実務家の先生に学べたこと

は、とてもためになったと思っています。

田中 私は3年次で慶應ロースクールを飛び級で受験し未修者コースに進みました。ロースクールで3年間腰を落ち着けて高いレベルの教育を受けることは、試験合格にも役立ち、意義があるだろうと、1年早く入ることに決めたのです。慶應は、授業をはじめ期末試験などの質が高く、繰り返し復習することがそのまま試験対策になるほどです。そこはよかったですね。

蜂須 私も学部時代を慶應で過ごして、この雰囲気が好きでしたし、勉強の疑問は先生に聞けば丁寧に教えてくださる点が好きでした。また、慶應ロースクールに進んだ先輩から、「学校の授業についていければ司法試験は大丈夫」と言われたので、私でも大丈夫かと(笑)。実際、慶應ロースクールの先生方は、実務家の先生も研究者の先生もご立派な先生ばかりで、実務教育がとても充実していたと感じます。司法修習で他のロースクール出身者と話して再実感しました。

生島 私は、高校から慶應におり、多くの同級生が慶應ロースクールに進学、卒業し、すでに法曹として活躍していました。そのように実績のある慶應ならば間違いのないという思いもありました。実際に、慶應は優秀な学生が多く、議論して知識や考え方を身につけるには恵まれた環境だと思っています。

中村 仕事を辞め、費用のかかるロースクールに入るわけですから、司法試験に合格しなければ話になりません。ですから、合格率が高いことが第一条件でした。慶應は授業内容の評判が高く、期末試験なども司法試験を意識していると聞きましたので、慶應を選びました。先生方は、ご高名な学者の先生や最高裁の判事、特捜検事の経験者といった一流の方々ばかりで、授業後の質問に真摯に応えてくださったのはありがたかったです。2時間つかまえて質問攻めにしたこともあります(笑)。

自分に合ったスタイルで 勉強を進めていくことが大切

—— 勉強法の工夫などをお聞かせください。

蜂須 私は、試験対策としてはロースクールで勉強したことの復習しかできませんでした。ソクラテスメソッドの授業には毎回緊張しましたが、慶應のカリキュラムはしっかりできているので、そのベースに合わせて勉強すればなんとか合格できると思います。また、友達といくつか自主ゼミを組み、夏休みなど1日中答案を書いたり議論をしたり、わからないところを教え合ったりして、自分の血肉にすることができたと思います。

中村 旧司法試験を受けていたときは、働きながらe-ラーニングで一人で延々と勉強していました。それに比べると、慶應では周りに優秀な仲間がいたのがとても役立ったと思います。私は違う仲間と3つ自主ゼミを組み、週3日、3年になってからはほぼ毎日そこでひたすら議論し答案を書く訓練をしました。また、私は労働法を選択したのですが、解雇や賃金を下げられることの大変さなどがリアルにイメージできた点では社会人経験が役立ったと思います。

生島 私は、オフィスアワーを徹底的に活用し、ほぼ全科目の先生に質問をぶつけて知識を深めました。優秀な先生や友人と議論を深めることで、司法試験で問われる「考える力」を訓練できたと思っています。

田中 私は皆さんと違って、一人で勉強したい派でした(笑)。また、安心できる場所で集中したかったので、もっぱら家で勉強していました。大事なのは、最後の1年間はベストのスタイルを確立してこなしえていくことではないかと思っています。私が最も嫌だったのは、試験の直前に何をやらばいいかわからなくなることでした。ですから、長期的な計画を立てて進めていったので、迷うことなく試験に臨めたと思います。

佐々木 私のような純粋未修者が3年間で司法試験に合格するためには、いかに勉強量を増やして既修者に追いつき追い越すかがポイントだと思いました。しかし、既修者も必死なので量では勝負にならないと考え直したのです。ならば質を上げようと、合格率の高さで名高い実務家の先生のゼミに入りました。先生が学習の道筋をつけてくれたおかげで、右往左往することなく進めていくことができました。

自信を持って臨めるように 計画を立て実践することが重要

—— 司法試験には、どのようにして臨みましたか？ また感想はいかがでしたか？

佐々木 体力的に厳しいとは聞いていましたが、私の場合はそれほどではなかったですね。4日間はあっという間に終わったという感じです。終えてみての感想は、試験は細かな法律知識を測るより考え方を問うものであり、どう勉強してきたのかが見られていると感じましたね。

田中 1月末の期末試験から、5月の司法試験まで学生は不安にとらわれると思います。「あの問題をやっておかなければダメ」といった噂が飛び交い、やっていなかった人は焦るといったおかしな空気が流れるのです。私は先輩からそのことでベースを崩した人がいると聞いていたので、感わされることのないようにしようと、先ほど言ったとおりの計画的な勉強を進めました。ですから、番狂わせ的なことがなく試験に臨めたと思います。体調も万全に管理しました。

生島 私は自分一人だとだらける性格なので、試験直前まで自主ゼミの友人と司法試験の過去問や論文の問題集などで継続的に勉強しました。反面、ゼミの合間に一人で勉強するときには授業で使用した教材を徹底的に復習しました。試験当日は、体調を整えて臨もうとしたことが裏目



に出て、発熱してしまっただけですが、休憩時間に眠ったり少し元気が出たら友人と話し気分転換するなどして乗り切りました。コンディションが優れなかったとしても、慶應で体に染みつくほど勉強してきたことも乗り切れた大きな要因の一つだったと思います。

中村 私も田中さん同様、直前にはこれを見るというファイルを各科目につき1つずつ、1年半ほどかけて作成しました。それ以上は見ないと決めて臨んだので、プレずに済んだと思います。また、試験当日をシミュレーションして、2週間前から食事の時間やトイレの時間までを想定して、同じものを食べるようにしました。おかげで、司法試験は落ち着いて受験できました。

蜂須 私は録音が許可されていた授業に関しては、学校の授業を録音し、試験の直前までその録音を聴き直していました。また、計画を立てる際には、大まかな計画と詳細な計画を立てるような心がけました。計画通りにいかないことも多々ありますが、その場合は過度に気にしないようにしていました(笑)。

法曹を目指す志をしっかり立てて 司法試験への学びに臨んでほしい

—— 最後に、どんな法曹を目指したいのかと、受験生へのメッセージをお願いします。

蜂須 依頼者に寄り添う弁護士になりたいと思います。可能な限り、海外の制度も学び、実務に活かしたいです。また、私は司法試験選択科目で倒産法を選択しましたが、エクスターンで倒産実務を扱われている事務所に行き、倒産実務に触れることができました。司法試験では実務を反映した出題が多いので、慶應で学ぶこと

は絶対に活きると思います。

中村 私は、労働分野や刑事分野で活躍する身近な法律家になりたいと思っています。今、弁護士も就職難といわれており、高収入や高い地位を得たいならほかにより職業はたくさんあると思います。しかし、それだけではない面白さややりがい法曹にはあり、苦労してでも目指す価値はあると思うので、ぜひ頑張ってくださいね。

生島 弁護士として企業法務に携わりたいと思っています。法律知識だけでなく、経済や経営の状態も俯瞰してコンサルティングができるような弁護士になりたいですね。法律だけでなく、論理的思考力やコミュニケーション力も養えるロースクールへの入学は新しい道を拓く選択肢の一つ。さらに、私は在学中にリサーチ・ペーパーという学術論文の執筆にも挑戦しました。指導教授についてもらい、単に司法試験一辺倒の学習ではなく、法科大学院という場だからこそできることがあると思います。

田中 刑事司法のインフラを支える検察官になりたいと思っています。検察官の教官から、「取り調べは人格をぶつける作業」と聞いて、意識を新たにしました。真摯に話を聞き、真実を引き出せる人間性を身につけていきたいですね。司法試験はゴールではないので、自分はどんな存在を目指すのかという目的意識を持ち、その同一線上に司法試験と法曹があることを見極めることがまず、大切だと思います。そうすれば、本気で勉強に取り掛かれると思います。

佐々木 まずは企業法務に携わる弁護士になりたいと思いますが、ゆくゆくは国際機関か、NGOのアドボカシー活動に参画していきたいと思っています。司法試験の受験には覚悟が必要だと思いますが、ロースクール生活は楽しいこともたくさんあるので、期待して受験に臨んでほしいですね。



慶應で学んだ修了生が社会人デビュー。
法曹のやりがいや慶應の魅力を語る。

慶應義塾大学法科大学院の修了生が、続々と社会に飛び出しています。
そんな先輩たちに、仕事のやりがいや慶應の魅力について語っていただきました。

「裁判官は、紛争を最終的解決に
導くことができる素晴らしい職業です。」



【裁判官】大谷 智彦 おおたに ともひこ

東京地方裁判所判事補
2006年 慶應義塾大学経済学部卒業
2009年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学未修者コース
2011年 裁判官任官

私は、東京地裁民事第22部（調停・借地非訟・建築部）で合議体の左陪席裁判官として建築事件を扱っています。

雨漏りなど建築物の瑕疵等をめぐる建築訴訟事件の事件処理を行うには、法的知識だけではなく、建築分野の専門的な考え方を理解する必要がありますが、自分のために勉強していた学生時とは異なり、裁判官が誤った判断をすると、訴訟の当事者に迷惑をかけるので、当事者のためにも、より一層の勉強が必要ですし、分からないことがあったり、迷ったりしたら、すぐに周りの裁判官や専門家に相談しながら慎重に事件処理をすすめています。

私が裁判官の道を選んだのは、修習生のとき、裁判官室の合議のしやすい雰囲気惹かれたほか、真の紛争解決をするために、事件の性質や背景、当事者の感情などに応じて、判決だけではなく和解でも事件を終結に導く裁判官の姿を目の当たりにし、素晴らしい職業であり、こういう人になりたいと感じたからです。

以前いた部で、あるパワハラ訴訟を扱った際、証拠不十分で原告敗訴が濃厚だったのですが、私としては、現に退職を強いられた原告に対し、何らかの救済をすべきであると考え、その旨を合議で主張したところ、裁判長は、事件を弁論準備手続に付し、単独の受命裁判官として私に事件を一任してくれました。結果的に被告がまとまった解決金を支払うことで和解が成立し、原告にも喜んでもらえただけでなく、被告からも感謝の言葉を述べられ、裁判官になってよかったと思いました。

慶應ロースクール入学時、法律の「ほ」の字も知らなかった未修者の私ですが、周りの仲間や教授の方々と基本的なことから徹底的に議論をすることで、法曹としての素養が築かれました。私が裁判官になれたのもそのおかげで、大変感謝しています。

「検察官の仕事には、大きな魅力があると実感しています。」



【検察官】岡本 陽介 おかもと ようすけ

東京地方検察庁検事
2008年 立教大学大学法学部卒業
2010年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学既修者コース
2011年 検事任官

私は、小さい頃から「正義の味方」という存在に惹かれていました。そして、大学に入って将来の職業を具体的に考え始めた際、新聞やテレビのニュースを見聞きするなどして、主に刑事手続の分野において社会正義の実現に向けて邁進する検察官の仕事に強い共感を覚えたことから、検察官を目指すことにしました。

検察官になると、実際に捜査及び公判を担当することになり、捜査では、被疑者の取調べを行うことになります。テレビドラマなどを見て、取調べに捜査官が高圧的な態度で臨んでいるようなイメージをお持ちの方もいるかもしれませんが、実際はそんなことはありません。自分の目の前にいる人の話にきちんと耳を傾け、誠実にコミュニケーションをとる必要があるのは、相手が誰であっても変わらないからです。

被疑者に限らず、検察官は、犯罪被害者や参考人等の様々な人から話を聞く機会がとても多いのですが、初めて会った人からも信頼を得て、きちんと話をしてもらうということは、容易なことではありません。しかし、それをやり遂げることで事案の真相を解明し、適正な刑事処分の実現につながる検察官の仕事には、大きな魅力があると実感しています。

ロースクールでは、著名な先生方や、授業に協力して下さる実務家の諸先輩方による様々な講義を受けることができました。また、先生方に大変質問しやすい環境であったのは助かりましたし、個人的には、同級生らといくつかの自主ゼミを組み、自由に議論を重ねたことで見識を広めることができたほか、修了後も付き合える仲間という財産を得ることもできました。

最後に、ロースクールの同級生や同窓生には、裁判官や検察官、弁護士に巣立っていく仲間が多いので、実務家になった後においても、大きな励みになると考えています。

「ビジネスモデルづくりにかかわれる。
企業内弁護士ならではの魅力ですね。」



【弁護士】岩崎 大 いわさき だい

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
2003年 慶應義塾大学法学部卒業
2006年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学既修者コース
2007年 弁護士登録
2008年 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所
2012年 ヤフー株式会社政策企画本部法務部兼政策企画室出向

所属事務所に入所して4年間、M&A、株主総会対策等企業法務、独禁法関連、そして訴訟と幅広い分野の業務を経験しました。5年目を迎えた2012年、ヤフー株式会社から事務所に出向者派遣要請があることを知り、手を挙げることにしました。一つは自分自身の専門性を見出すためであり、また一つは日本の成長産業分野であるネットビジネスをよく知りたいからです。加えて、「Yahoo! JAPAN」をよく利用する一ユーザーの観点からも、高収益を誇る「Yahoo! JAPAN」という企業に興味がありました。

出向以来、同社の政策企画本部内の法務部及び政策企画室という2つの部署に所属して、M&A業務を中心に、子会社・関連会社の管理及び広告ビジネスに関する法的問題・契約書の整備、更にはネットビジネスに関わる法規制についてのロビー活動業務と幅広い業務に関わっています。事業部門や経理・人事等各種プロフェッショナル、他のインハウスローヤー等も交えての新ビジネスのフレームづくりは非常にクリエイティブで刺激的です。

法律事務所の弁護士は、クライアントの委託を受け、依頼された業務を行うわけですが、企業内弁護士の場合はビジネスをその在り方から早期に関わることができ、企業内ならではの面白さ、醍醐味をダイレクトに感じています。将来は、ネットビジネス分野を誰よりも理解し、多くの課題を解決したいと思っています。

私は、法学部時代に体育会水泳部の活動に力を入れたので、あまり法律の勉強に時間を割けませんでした。そんな自分に、慶應ロースクールの学生仲間はいろいろなことを教えてくれ、刺激を与えてくれました。仲間との自主ゼミ等での真剣な議論が、試験合格という結果と共に楽しい思い出にもなりました。ロースクールは、実務家となった今でも私の宝物となって繋がっていますね。

※上記は平成25年3月1日時点のものです。

「法曹以外の道に進む者にとっても、
ロースクールで学ぶ価値はあります。」



【行政官】望月 玲奈 もちづき れいな

財務省
2007年 早稲田大学法学部卒業
2010年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学未修者コース
2012年 財務省入省

法曹への道から官僚への道に変更したのは、社会保障や国家財政の問題に接し、「このままの日本であってはならない」との危機意識を覚えるようになったからです。自分もこの問題を何とか改善することに関わりたい、しかし、“今あるもの”を前提にする法律家では難しいと感じました。“今あるもの”を変えるには、国の骨格をつくる官僚になるしかないと思えたのです。今の官庁を選んだ理由は色々ありますが、決め手となったのは、そこで働く人に魅力を感じたからであり、それは入省後の今も同じ気持ちです。

配属された理財局では、国有財産行政の企画・立案を行う部署にあり、そこで私は、行政改革関連の法案策定作業及び諸外国の国有財産制度の調査を行っています。一年目から立法過程に関わることができるのはとても幸運で、貴重な経験ができています。そうした日々の仕事においては論理的思考力や高い事務処理能力が求められますが、これは慶應ロースクールで求められたものと重なるものがあります。法曹以外の道に進む者にとっても、ロースクールで学ぶ価値は大いにあると実感しています。

私がロースクールとして慶應を選んだのは、関心が高かった会社法や知財分野で素晴らしい先生方が揃っていたことと、優秀な学生が集い切磋琢磨できる環境があったと感じたからです。私は法学既修者ではありましたが、学部時代は親善大使としての活動に力を入れていたこともあり、しっかりと、かつ、幅広く学ぼうと未修者コースを選びました。慶應での3年間、忙しいにもかかわらず授業後の質問に丁寧に対応してくださる先生方や、自主ゼミで自分では気付かなかったことを指摘してくれる仲間恵まれました。とても充実した時間を過ごせたと思っています。

※上記は個人としての見解であり、財務省とは関係ありません。
※上記は平成25年3月1日時点のものです。

三田法曹会

慶應義塾ならではの強固なつながりが、 法曹としての未来をバックアップする。

「三田法曹会」は、1932年に発足した慶應義塾出身の法曹および司法修習生で構成される職域三田会*の1つで、現在約2,932人の会員が所属しています。ほかに類を見ないこの強固なネットワークの魅力について、慶應ロースクール出身のOB・OGの弁護士2人と、三田法曹会会員の弁護士2人に語り合っていました。

* 三田会：慶應義塾出身のOB・OGで構成される組織

浅井 三田法曹会は、どのような活動をしているのですか。

澤田 会員同士の交流を促進する会や、実務を勉強する研修会を行ったり、新司法試験の合格者をお祝いする会を開くことが主な活動です。

浅井 白井さん、脇田さんがロースクールに在籍していた時は、三田法曹会とどのような関わりがありましたか？

白井 勉強会を開催していただいたり、合格祝賀会を開いていただいたりしました。また、友人の多くは三田法曹会の先生による実務家ゼミ（現：学習支援ゼミ）に積極的に参加していましたね。様々な場面で支援をいただいたと思います。

脇田 私も、勉強をサポートしていただきました。実務家の先生が「この道何十年のベテランになっても、事務所を移転する時など、事あるごとに三田法曹会の仲間がサポートしてくれる。あたたかい組織だと思う」と話されていたことが印象に残っています。

浅井 ロースクールの時はもちろん、合格後も付き合い合える仲間だということですね。三田法曹会には、後輩の面倒を見ることについて、組織的な方針や基準があるのですか？

澤田 元々慶應には、先輩が後輩の面倒を見るという伝統があるんですね。普通に声をかければ、じゃあ皆で助けようと集まる。そういうことを、ごく自然とやっています。

浅井 方針とか基準とか、そんな大げさなものではなく、昔からの伝統で自然発生的なものですね。

澤田 そういう土壌の上に、実務家ゼミ（現：学習支援ゼミ）などの企画を立てて実行しているから、自然発生的なものより、さらにいいものが、はっきりと形になっているんだと思います。

浅井 司法修習後の就職活動の際も、面倒を見ることがあるんですか？

澤田 ありますよ。私は、ある後輩から就職先を探してほしいと頼まれて、三田法曹会の会員に「このような人がいるけど、事務所で採用してもらえないか？」と掛け合ったことがあります。

浅井 白井さんも就職活動の際に三田法曹会から支援を受けたことはありますか？

白井 私自身、新司法試験後の合格祝賀会で多くの先輩方とお話をし、就職活動に関する具体的な実践的なアドバイスを数々いただきました。このような経験があるので、ロースクール卒業後もOBとして合格祝賀会に参加し、合格者に対して就職活動や修習生活の過ごし方についてアドバイスをしています。合格祝賀会には、様々なタイプの事務所に所属する先輩が大勢参加されるので、そういった先輩方と名刺交換をすることで、事務所訪問のきっかけになると思います。

浅井 就職の相談はできるし、場合によっては「うちの事務所に来ないか」と誘われる機会もあるということですね。脇田さんが所属する事務所はワールドワイドに展開していますが、いかがですか？

脇田 慶應のロースクール出身者は、私を含めて何名かおりますが、応募してくる後輩は、やはり国際的な涉外案件を手がけたいという人が多いようですね。

浅井 慶應ロースクールで、国際的な実務力、センスが身についた実感はありますか？

脇田 ネイティブの先生による、英文契約に関する授業を履修しました。新司法試験には関係なかったものの、その授業で聞いた話が、今の実務で役に立っています。

浅井 慶應ロースクールには国際業務に役立つ講義もありますね。ところで、三田法曹会から定期的に研修会の案内が届きますが、弁護士同士が集まって学び合うということも多いようですね。

澤田 年に5～6回、全会員に呼びかけて研修会を開いています。基本的には会員が講師を務めますが、時には外部講師を依頼する場合もあります。**浅井** 会員同士の親睦会はどんなペースで開いていますか？

澤田 年1回、総会があって、その後家族も同伴できる懇親会を行っています。その他毎年いろいろな地方で実施する支部長会議・懇親会等もあります。

浅井 会員同士が実務で助け合うといったことについてはいかがですか？ よく、専門外の事案が舞い込むと、それを得意とする会員の弁護士に紹介したり、その逆もあると聞きますが。

澤田 経験がなく、自信がない分野の仕事が入っても、その分野が得意な人に紹介したり、一緒に進めたりしています。三田法曹会の会員なら安心して任せられるという人は多いです。また、ちょっとわからないことを聞くのに、他の人だったらフィーが発生するところ、気軽に聞けるつながりがあることを重宝している人もいます。

浅井 私もよく相談されますが、三田法曹会の会員には特にしっかり応えようと思いますね。ところで、卒業して間もない白井さん、脇田さんは、慶應ロースクールで2年間を過ごして、どんな良さ、特徴を感じましたか？

白井 様々なロースクールの出身者と話して感じるのは、慶應ロースクールは合格者数が多いにもかかわらず、まとまりがいいということです。学生同士、ライバルでありながら、皆で頑張ろうという空気が濃厚です。自主ゼミを組んで答案を見せ合い、批評し合った仲間は、卒業後も切磋琢磨でき、生涯付き合える素晴らしい存在です。

脇田 先生も熱心に指導して下さる方ばかりです。いつ研究室に行っても相談に応じてくださるなど、親身に対応して下さいます。また、ロースクール時代の仲間とは、実務家になってからも勉強会を開いたり、仕事の悩みを相談するなど、いい関係が続いています。この年齢になっても、これほどいい友達ができるのかと、感慨深いですね。

浅井 では、最後に慶應ロースクールを目指す受験生に、アドバイスやメッセージをお願いします。

白井 慶應ロースクールには、多彩なバックボーンを持った方が多く集まります。新司法試験合格に向けた勉強に取り組むだけでなく、友人との交流も深め、合格後も見据えて視野も広げてほしいと思います。

脇田 試験勉強に集中的に取り組むことができるカリキュラムや環境が整っていますので、自らが思い描いているスタイルで、思う存分取り組んでほしいと思います。

澤田 ロースクールでは、授業についていくのが大変ですし、新司法試験へのプレッシャーもあります。このような中で自分を高めるのは非常に難しいのですが、それを支えてくれるのは、身近にいる仲間や教員です。勉強の疑問や生活上の悩みなど、何でも打ち明けられる関係をつくってほしいと思います。

浅井 参考になる意見がたくさんありましたね。本日は、ありがとうございました。

教育サポート

未来を見据えたキメ細やかなサポート体制が整っています

■クラス担任

1・2年生は各クラスにクラス担任をおき、学習、進路、その他の相談に応じます。未修者コース入学者は2年間にわたリクラス担任からのサポートを得ることができます。

■学習指導

各分野から選出された学習指導担当教員が、履修計画や学習方法などについて年間を通じて全般的な指導を行います。

■オフィス・アワー

各授業科目の担当者が年間を通じてオフィス・アワーを設けています。クラス担任以外の教員からも個別に指導や助言を受けることができます。

学習支援制度

正規の授業科目を補完する制度として、学習支援制度の充実に努めています。これは、法科大学院における正規の授業科目の進捗に応じて、基礎的な知識を確認したり、法的思考能力や法律文書作成能力のレベルアップのために適切な助言を行うとともに、学習や学生生活、将来の進路につき種々の迷いや悩みを抱えている学生に対してアドバイスをを行うための支援制度です。主に、皆さんの先輩である修了生で、若手の弁護士や法務研究科助教（有期）が担当し、院生が気軽に語り、相談できるように配慮しています。

①学習相談会

若手の弁護士や助教（有期）を務める修了生が、院生の個別の学習相談に応じる制度を設けています。相談内容としては、法律基本科目や実務基礎科目などの正規の授業科目の予習・復習に関する学習相談、学生間の自主的なゼミでの学習方法に関する相談、その他、将来の進路に関する相談などが想定されます。院生の皆さんは、遠慮せずに、何でも相談してください。

②学習支援ゼミ

1年次から3年次までの各年次において、法律基本科目・実務基本科目など正規の授業科目の補習を目的とした学習支援ゼミが多数用意されています。皆さんの先輩である修了生の若手弁護士が講師としてゼミを担当します。少人数による登録制で、正規の授業科目と連携しつつ、正規の授業で用いられている教材を使用し、受講生の到達度に応じて、基礎的な知識を確認したり、学習の助言、法律文書作成の指導を行って、正規の授業を補完しています。院生の皆さんは、学習支援ゼミを積極的に活用し、学習の補完、法的思考能力や法律文書作成能力のレベルアップに役立てて下さい。

修了生の支援

慶應義塾大学法科大学院は、修了生フォローアップ委員会を中心として、様々な形で、修了生のフォローを行っています。具体的には、①修了生は、修了後も、司法試験受験までの一定の期間、特別研修生として登録すれば、自習室、ロッカーなどの施設を利用して、学習を継続することが可能です。また、②修了後も科目等履修生として登録すれば、一部の授業や、「修了生支援ゼミ」を履修し、先輩である若手弁護士の親身な指導を受けることができます。その他、③各種講演会、司法修習の導入講座も兼ねた勉強会、就職相談会なども実施しています。さらに、レベルアップを望む修了生は、④リサーチペーパーの執筆も可能ですし、⑤平成25年度からは、修了生を対象としたグローバル化対応プログラムに参加することができます。

（詳しくは「国際交流」の頁を参照してください）

学習支援ゼミ、修了生支援ゼミ、学習相談会、模擬裁判等でお世話になっている方を紹介します。

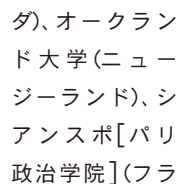
この他、三田法曹会からは様々な形でサポートしていただいています。（50音順・敬称略）

相澤麻美 朝吹亜希子 石崎弘規 和泉宏陽 伊藤誠吾 岩井久美子 岩上公一
太田慈子 大西雄太 荻山剛 梶原栄樹 荻安高明 倉持麟太郎 斎藤文彦 櫻井良太
提箸欣也 佐藤新 佐藤直樹 下村祐光 志村和俊 杉田昌平 鈴木教夫 壽原友樹
高松政裕 田島潤一郎 多屋紀彦 長野孝昭 鶴見典子 土井和哉 土肥里香 中城由貴
福田恵太 藤本健一 本田幸充 松井創 松本久美 水野泰孝 森一生 森田岳史
山内英人 山下麻子 余頃桂介 吉田真実 和田慎一郎 渡辺祥穂

慶應義塾大学ロースクールでは、多くの修了生が、在学生をサポートすべく、学習相談会や学習支援ゼミ等の指導に携わっています。半学半教の精神のもと、お互いに学び合いながら、法律の学習はもちろん、修了生と在学生の交流もより深めていければと思っています。

大西綜合法律事務所 弁護士 大西雄太
学習支援ゼミ講師（2006年 慶應義塾大学法科大学院修了）

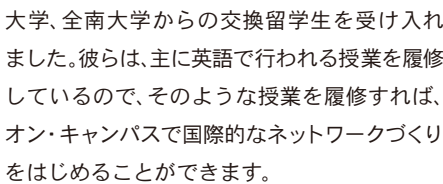
慶應義塾大学法科大学院開設の理念の三つの柱のうちの一つは、「国際性」です。この点における慶應義塾大学法科大学院の重要な使命は、国際社会におけるグローバル化した法律実務家のネットワークに能動的・積極的に参画することを通じて、グローバル法秩序の形成と運営に貢献することのできる「グローバル・プレーヤーとしての法曹」を養成することにあります。そのために、諸外国のトップクラスのロースクールとの間で、密接な提携・交流関係の構築を進めています。現在、コーネル大学、ジョージタウン大学、カリフォルニア大学ロサンゼルス校、イリノイ大学、ウィリアム・アンド・メリー大学、ワシントン大学（以上、合衆国）、ブリティッシュ・コロンビア大学（カナ



ダ)、オークランド大学(ニュージーランド)、シアンスポ[パリ政治学院](フラ

ンス)、延世大学、梨花女子大学、西江大学、全南大学(以上、韓国)の各ロースクールと交流協定を締結しており、在学生の交換留学、提携校からの招聘教授による授業、教員レベルの相互交流などの事業を行っています。その他の国のロースクールや、伝統ある法学部・大学院との間における多角的な提携プログラムの構築も、積極的に進めています。さらに、以上の法科大学院相互間の交換協定に加え、慶應義塾大学は世界各地の多数の著名大学との間で交換留学協定を結んでおり(http://www.ic.keio.ac.jp/aboutic/partner_univ.html 参照)、これらに基づく留学等も可能です。それぞれのニーズに合った大学等が必ずや見つかることでしょう。

慶應義塾大学法科大学院は、毎年世界から多くの交換留学生を受け入れています。2012年度は、ハワイ大学マノア校、パリ第1大学、ヨーテボリ大学、シアンスポ[パリ政治学院]、カリフォルニア大学ロサンゼルス校、延世大学、西江



大学、全南大学からの交換留学生を受け入れました。彼らは、主に英語で行われる授業を履修しているので、そのような授業を履修すれば、オン・キャンパスで国際的なネットワークづくりをはじめることができます。

慶應義塾大学法科大学院の次の10年を見据えて、修了生のリカレントとしての留学、特にギャップ・ターム(司法試験終了直後から司法修習開始までの期間)を活用した留学の機会の確保、アジアを拠点とした国際交流プロジェクト等を検討しています。2013年度からは、修了生のグローバル化関係の科目履修や海外提携校のサマー・スクール・コースの履修について財政的援助を行う予定です。グローバル法曹として活躍することのできる人材は、決して帰国子女の人たちに限定されていません。広く国際社会における法曹ネットワークに参加する意欲のある皆さんが、慶應義塾大学法科大学院で学ぶことを通じて、国際社会に羽ばたいて行くことを応援しています！

創立以来の歴史と伝統が刻まれた三田キャンパス。日本最初の演説会堂「三田演説館」や赤レンガが印象的な建物が並ぶ。明治の息吹を今の時代に伝え、アカデミックな雰囲気と、幾多の偉大な先人たちを育んだ三田の空気を、存分に

南館は、地上11階、地下5階の建物です。教室や模擬法廷、自習室や教員室など、法科大学院にとって必要な設備がすべてそろっているほか、メディアセンター(図書室)も整備されています。またかつてイサム・ノグチと谷口吉郎のコラボレーションによって造られた萬來舎も新たな創造物として移築されています。



自習室

南館内に自習室があり、個人用のロッカーも設置されています。

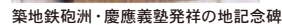
南館図書室

慶應義塾大学では各キャンパスにメディアセンター（図書館）を設置しており、全てのメディアセンターが利用できます。全体で450万冊を超える蔵書の他に、オンラインデータベース、電子ジャーナルなど、学習・教育・研究に役立つ資料を豊富に揃えています。

南館図書室には法務研究科のリザーブブック(教員が授業のために指定した資料)・法律雑誌、法律・政治・経済・経営分野の専門書が配架されています。

福澤諭吉が掲げた「独立自尊」の精神のもと、常に時代の先導者を輩出してきた慶應義塾。150年を越える、歴史と伝統を礎に、21世紀を担う優秀な人材を育成するために。法科大学院の視線の先には、新たな国際社会が広がっています。

創立150年 芝共立キャンパスに
 ●法科大学院開設
 湘南藤沢キャンパスに看護医療学部
 ドイツ統一、東ドイツはドイツ連邦共和国に
 湘南藤沢キャンパスに総合政策学部
 工学部を理工学部に変更
 アポロ11号が月面着陸に成功
 東京オリリンピック開催
 ソ連による人工衛星スプートニク1号打ち上げの成功
 商学部の開設
 湯川秀樹が日本人初のノーベル賞（物理学賞）を受賞
 天皇人間宣言、日本国憲法公布
 藤原工業大学から義塾工学部へ
 第二次世界大戦勃発
 日吉キャンパス開設
 世界大恐慌勃発
 文・経・法 医からなる総合大学へ
 医学教育の出発
 バナマ運河開通
 サラエボ事件、第一次世界大戦勃発
 大学院設置
 アインシュタインが特殊相対性理論を発表
 ライト兄弟が飛行機を発明
 私学初の海外留学生派遣
 一貫教育の完成（大学科・普通学科・幼稚舎
 レントゲン（X線）、エックス線を発見
 北里柴三郎がペスト菌を発見
 大学部を発足（文学科・理材科・法律科）
 タイムラー（独）、自動車を発明
 エジソン（米）、白熱電球を発明
 ルー（米）、電話機を発明
 三田に移転
 スエズ運河開通
 明治維新
 慶應義塾と命名
 英学塾に転向
 福澤諭吉、欧州6力国を巡遊
 福澤諭吉、咸臨丸で渡米
 日米修好通商条約締結
 福澤諭吉、築地鉄砲洲に蘭学塾を創
 リー、浦賀湾に京航



詳細は入試要項またはホームページを参照してください。 <http://www.ls.keio.ac.jp/>

■入学者選考のねらい

慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）では、国際性、学際性、先端性を備え、21世紀の社会を先導する法曹の育成を目指しています。

入学者選考においても、志願者が将来そのような法曹として社会で活躍するために十分な資質、潜在能力、意欲を備えているか否かを、様々な資料から総合的に判断して選考を行います。

選考では、志願者が、大学における学部を中心とした教育を通じて、専門的な学識、一般的な教養、外国語能力などを十分に修得してきているか否かを重視して判断しますが、社会人としての経験を有する志願者については、その経験を通して、いかにして高度な専門知識を身につけ、豊かな人間性を培い、新たな法曹への意欲を育んできたかについても考慮します。

以上の趣旨から、法学未修者コース・既修者コースのいずれについても筆記試験（法学未修者コースは小論文試験、法学既修者コースは法律科目試験）の他に、適性試験、学部成績、外国語能力証明書等の提出資料を評価対象に加えています。さらに、志願者報告書を通して、志願者が大学学部・大学院などにおいて、どのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、社会人としての経験を有する者については、どのような経験を有し、何を身につけたか、またそれを通して法曹への意欲をどのように育んできたか、ということを判断しようと考えています。

※外国語能力証明書の提出は、2014（平成26）年度入学試験より必須といたしません。

■2014年度入学者選考のスケジュール

出願受付期間：2013年7月16日（火）～7月22日（月）[締切日消印有効]

法学未修者コース（3年制）第1次選考（書類選考）結果発表：2013年8月26日（月）午前10時

筆記試験日：法学未修者コース：2013年9月1日（日）
法学既修者コース：2013年8月31日（土）

合格発表日：2013年9月18日（水）午前10時

■募集人員

募集人員	法学未修者コース（3年制）	法学既修者コース（2年制）
230名	約70名	約160名

* 法学未修者コース（3年制）、法学既修者コース（2年制）ともに、出身学部を問わず出願することができます。

* 両方のコースの併願が可能になりました。併願することによる有利不利はありません。

■出願資格

大学を卒業した者または2014年3月31日までに卒業する見込みの者

その他法令および本研究科学則に定められた入学資格を有する者または2014年3月31日までに有する見込みの者

* 法学未修者コース、法学既修者コースのいずれも、いわゆる「飛び級」見込み者の出願が可能です。その他、詳細は入試要項を参照してください。

■出願書類

法学未修者コース、既修者コースともに出願に必要な書類は以下のとおりです。併願する場合は、それぞれに出願書類が必要です。コピー不可。

出 願 書 類		
1. 志願票（願書）	必 須	所定の志願票（願書）に必要事項を記入して提出してください。
2. 大学卒業（見込）証明書	必 須	出身大学の卒業（見込）証明書を提出してください。
3. 成績証明書（学部）	必 須	出身大学の学部成績証明書を提出してください。
4. 適性試験の成績	必 須	日弁連法務研究財団が実施する「2013年法科大学院全国統一適性試験」の成績証明カードを提出してください。
5. 志願者報告書	必 須	志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているか否かを総合的に判断します。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視して判断します。
6. その他の資料	任 意	1～5の出願書類の他に、志願者報告書の内容を裏付ける専門的な資格や学術上の著作・論文等を示す必要がある場合は、それを証する資料を提出することができます。提出資料については特に制約は設けていませんが、入学試験の趣旨を理解したうえで、志願者自身の判断により資料を提出してください。

なお、(1)外国語能力証明書、(2)日弁連法務研究財団が実施する「2013年法学既修者試験」の成績については、以下の点に注意してください。

(1)外国語能力証明書
任意資料としては、言語の種類を問わず、かつ複数の外国語能力証明書の提出が可能です。
なお、「志願者報告書において、特に評価する外国語試験のスコア」については、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、韓国・朝鮮語、イタリア語の8言語の中から1種類だけ提出を認めます。提出可能な証明書の点数や級が限定されています（詳細は、入試要項またはホームページを参照してください）。
志願者報告書に「志願者報告書において、特に評価する外国語試験のスコア」である旨を明記の上、証明書を提出してください。試験や検定の結果通知ではなく、証明書を提出してください。

・志願者本人が所持している証明書の提出を原則としますが、困難な場合にはコピーによる提出も可とします（証明書を厳封する必要はありません）。
・英語の場合、TOEFLまたはTOEICのスコア（TOEFL-ITP、TOEIC団体特別受験制度によるIPスコアは認めません）を提出することとし、2011年9月1日以降に受験したものを有効とします。TOEFLスコアを提出する場合は本人に送付される受験者用スコア（Examinee's Score Record）1通を出願書類に同封してください。公式スコア（Official Score Report）の送付は不要です。また、TOEFL（IBT）の場合、パソコンで確認した成績をプリントアウトしたものは、証明書として認められませんのでご注意ください。

・その他の言語の場合、2010年9月1日以降に受験したものを有効とします。

(2)日弁連法務研究財団が実施する「2013年法学既修者試験」
日弁連法務研究財団が実施する「2013年法学既修者試験」の成績のみは、8月26日（月）必着で簡易書留郵便による追加提出を認めます。ただし、法学未修者コースへの出願では、法学既修者試験の提出は認められません。詳細は入試要項を参照してください。

■選考方法

法学未修者コース（3年制）

法学未修者コースでは、2段階選考を行います。第1次選考（書類審査）の合格者のみが9月1日（日）に実施される筆記試験（小論文試験）を受験することができます。ただし、適性試験で一定の水準に達しない場合は不合格となります。

第1次選考	
第1次選考では、出願時に提出された以下の1,2の書類で審査を行います。各資料を点数化し、募集人員の3～4倍程度を第1次選考合格者とします。	
1. 適性試験（60％）	日弁連法務研究財団が実施する2013年法科大学院全国統一適性試験の成績を利用します。
2. 学部成績（40％）	出身大学の学部成績（在学期間中に取得した全授業科目の成績）を点数化します。

第2次選考	
第1次選考合格者に対し、小論文の筆記試験（150分）を行います。小論文試験および以下の資料4,5を点数化し、上位者から最終合格者を決定します。	
3. 小論文試験（50％）	課題文を読み解く力、自然・社会・文化・人間等に関する問題意識の鋭さ・深さ、着眼点の良さ、論理の明快さ、論旨の説得力、文章の構成力・表現力、語彙の豊かさ、見解の独自性等を総合的に評価します。
4. 適性試験（20％）	上述参照。
5. 志願者報告書（30％）	志願者報告書（「その他の資料」がある場合はそれを含める）を点数化します。 なお、つぎのa～dに該当する特色のある人材を特に評価します。 a. 優れた外国語能力を有し、将来は、グローバルに活躍する法曹を目指している者 b. 理科系の学部・大学院を卒業・修了した者（見込み者も含む。）で、将来、その知識を活かして、学際的・先端的な法分野で活躍する法曹を目指している者。 c. 成績優秀者として在学期間を短縮して学部を早期に卒業する見込み者またはいわゆる「飛び級」見込み者で、当該学部において、特定の外国語や国際的な教養、人文科学・社会科学の特定の分野について、インテンシブな教育を受け、特筆すべき素養を有する者 d. 特定の分野で豊富な社会人経験を有し、将来、その経験を活かして、特定の法律分野に秀でたスペシャリストとしての法曹を目指す者

※（％）は配点割合を示します。

法学既修者コース（2年制）

法学既修者コースでは、志願者全員に対し法律科目の筆記試験（マーク式、論述式の2種類）を行います。この試験は、1年次配当の必修科目を修得したものとみなすための認定試験を兼ねたものですから、法学既修者コースの選考において最も重視されます。筆記試験では、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本6科目について基礎的な知識、法的な思考能力を十分に身につけているか否かが判断されます（論述式試験では、各科目について最低限必要とされる水準に満たない場合は、不合格となります）。筆記試験の実施後、その結果および出願時の提出書類に基づいて、以下のステップに従って選考を行います。ただし、適性試験で一定の水準に達しない場合は不合格となります。

第1ステップ	
マーク式試験および以下の資料2,3を点数化し、上位者700人程度を選抜します。	
1. マーク式試験（50％）	憲法・民法・刑法の3科目についてのマークシート解答方式の試験です（試験時間40分）。憲法8問、民法8問、刑法8問を出題します。
2. 適性試験（30％）	日弁連法務研究財団が実施する2013年法科大学院全国統一適性試験の成績を利用します。
3. 学部成績（20％）	出身大学の学部成績（在学期間中に取得した全授業科目の成績）を点数化します。

第2ステップ	
第1ステップで選抜された約700人について、論述式試験の採点を行い、上位者約400人を選抜します。	
4. 論述式試験Ⅰ（60％）	憲法・民法・刑法の3科目について、問い（事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式の試験です（試験時間は3科目で150分）。本研究科が用意する六法の使用を認めます。
5. 論述式試験Ⅱ（40％）	商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目について、問いに対してその解答を文章で記述する形式の試験です（試験時間は3科目で120分）。本研究科が用意する六法の使用を認めます。

第3ステップ	
第2ステップで選抜された約400人について、第2ステップでの得点および以下の資料6の点数により上位者から最終合格者を決定します。	
4. 論述式試験Ⅰ（80％） 5. 論述式試験Ⅱ	上述参照。
6. 志願者報告書（20％）	志願者報告書（その他の資料がある場合にはそれを含める）を点数化します。なお、上述のa～dに該当する特色のある人材を特に評価します。

※（％）は配点割合を示します。

奨学制度

さまざまな奨学制度で就学をサポート

法務研究科（法科大学院）奨学給付制度

入学試験成績優秀者に対して、授業料を全額免除します。2年次以降は、前年次の成績により継続可能です。

奨学金

奨学金には、返済不要の「給付」と、卒業後に返済する「貸与」があります。

■日本学生支援機構奨学金〔貸与〕

第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）があります。第一種奨学金については、在学中に特に優れた業績をあげたと認められた場合、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が免除される制度があります。

■指定寄付奨学金〔給付〕

卒業生の団体である「三田会」や篤志家からの寄付金による奨学金です。

■民間団体・地方公共団体奨学金〔給付・貸与〕

社・財団法人、企業、地方公共団体などによる奨学金です。

* 奨学制度の詳細については、本学塾生サイト（<http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/shogaku/index.html>）または学生部福利厚生支援（03-5427-1570）までお問い合わせください。

教育ローン制度

■慶應義塾大学教育ローン制度

提携先金融機関から学費を借り入れる学費ローンです。融資条件等は金融機関によって異なり、また、申請は大学を通さず直接金融機関で行っていただきます。なお、その年度に支払った利子については、借入人が学生本人の場合、学生からの申請に基づき大学から奨学金として給付されます（利子給付の条件有り）。



<http://www.ls.keio.ac.jp/>

最新情報は随時ホームページで発表します。

慶應義塾大学法科大学院

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

教務に関するお問い合わせ

Tel: 03-5427-1778

e-mail: lawjm@info.keio.ac.jp

入試に関するお問い合わせ

Tel: 03-5427-1609

e-mail: ls_admissions@info.keio.ac.jp